

富山県ひとり親家庭等自立促進計画

(第5次 計画期間：令和7年度～令和11年度)

富山県

目 次

第1章 計画の基本的事項 · · · · ·	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格・役割	
3 計画の期間	
第2章 ひとり親家庭等を取り巻く状況 · · · · ·	3
1 ひとり親家庭の世帯数	
2 児童扶養手当受給者数の推移	
3 ひとり親家庭等の状況	
第3章 計画の目標と基本的施策 · · · · ·	19
1 計画の目標	
2 基本的施策	
3 施策の体系	
第4章 施策の展開 · · · · ·	21
1 相談・情報提供機能や広報啓発の充実強化	
2 就業支援の積極的推進	
3 子育て・生活支援策の充実強化	
4 養育費確保及び親子交流の支援の推進	
5 経済的支援の推進	
第5章 計画の推進にあたって · · · · ·	38
<参考> · · · · ·	40
ひとり親家庭等自立促進計画に基づく事業の実施状況	
富山県ひとり親家庭等自立促進計画策定までの経過	
富山県ひとり親家庭等自立促進計画検討委員会設置要綱	
富山県ひとり親家庭等自立促進計画検討委員会委員名簿	
主な相談窓口一覧	

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

富山県では、平成17年9月に「富山県母子家庭等自立促進計画」、平成22年4月、平成28年3月及び令和3年1月に「富山県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の自立や生活の安定・向上に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、ひとり親家庭等を取り巻く環境は依然として厳しく、母親又は父親が生計と家事育児を一人で担わなければならないために、多くの困難に直面しています。

特に母子家庭では、一般世帯に比べ収入が低い傾向にあり、生活費が最も大きな悩みとなっています。より安定した仕事に就き、経済的自立を図るための就業支援策や仕事と子育ての両立を支える子育て・生活支援策が求められています。

一方、父子家庭の父は、収入の面では母子家庭よりも高い水準にあるものの、借金・ローンの返済等で生活は苦しく、生活費や子育て・教育などの悩みを多く抱えています。

また、かつて母子家庭の母として児童扶養していた寡婦については、悩んでいることとして、多くの人が、自分や家族の健康や生活費の問題をあげています。

こうした中、国においては、「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を令和7年3月に改定し、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的かつ計画的に展開し、積極的に推進していくこととされました。

このような状況を踏まえ、本県においては、計画期間の終了をむかえた「富山県ひとり親家庭等自立促進計画」を改定し、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援をより充実・強化することとしました。

新しい計画では、「相談・情報提供機能や広報啓発の充実強化」、「就業支援の積極的推進」、「子育て・生活支援策の充実強化」、「養育費確保及び親子交流支援の推進」、「経済的支援の推進」を5つの施策の柱として、ひとり親等が自立を図り、家庭生活と職業生活において安定した暮らしを築くとともに、安心して子育てをすることができるよう、各種の取組を進めてまいります。

2 計画の性格・役割

「富山県ひとり親家庭等自立促進計画」(以下「計画」という。)は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条で規定する県の「自立促進計画」です。

この計画は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の基本的な方向性を示すものであり、県、市町村及び関係機関・団体が、緊密な連携のもとに一体的な施策の推進を図るうえでの指針となるものです。

富山県は、令和元年7月に国の「SDGs未来都市」に選定され、「富山県未来都市計画」に基づき、SDGs達成に向けた施策を推進しており、本計画においても、関連する6つのゴールを踏まえ施策を推進していきます。

<関連するゴール>



<用語の説明>

この計画の中で使用している用語の定義は次のとおりです。

- **母子家庭** 配偶者のない女子と現にその扶養を受けている20歳未満の児童のいる世帯
- **父子家庭** 配偶者のない男子と現にその扶養を受けている20歳未満の児童のいる世帯
- **寡婦** 配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者
- **ひとり親** 母子家庭の母、父子家庭の父
- **ひとり親等** 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦
- **ひとり親家庭** 母子家庭、父子家庭
- **ひとり親家庭等** 母子家庭、父子家庭及び寡婦世帯

3 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第2章 ひとり親家庭等を取り巻く状況

1 ひとり親家庭の世帯数

令和5年5月31日現在、母子家庭は5,882世帯、父子家庭は437世帯となっています。

富山県のひとり親家庭の世帯数

	令和5年	平成30年	R5／H30(%)
全世帯数	410,055	404,929	101.3
母子家庭数 (A)	5,882	7,232	81.3
全世帯に対する割合(%)	1.43	1.79	
父子家庭数 (B)	437	643	68.0
全世帯に対する割合(%)	0.11	0.16	
ひとり親家庭数 ((A)+(B))	6,319	7,875	80.2
全世帯に対する割合(%)	1.54	1.94	

* 全世帯数

○富山県人口移動調査（各年10月1日現在）

* ひとり親家庭の世帯数

○市町村が把握している世帯数（児童扶養手当受給資格者、ひとり親家庭医療費助成事業の対象者等をもとに把握）を集計した推計値

2 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当の受給者数は、令和5年度末で4,346人となっており、年々減少しています。
令和5年度の1人あたり年間支給額は、50万2千円となっています。

○児童扶養手当

父母の離婚等により父又は母と生計をともにしている児童が育成される家庭や、父又は母が身体などに重度の障害がある家庭、父母にかわって児童を養育している者に対し、児童の健やかな成長を図るために支給される手当

※平成22年8月から父子家庭も対象

支給対象児童：18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童

(注) 心身に概ね中度以上の障害のある児童の場合は、20歳未満まで

手 当 の 額：月額46,690円（令和7年4月）

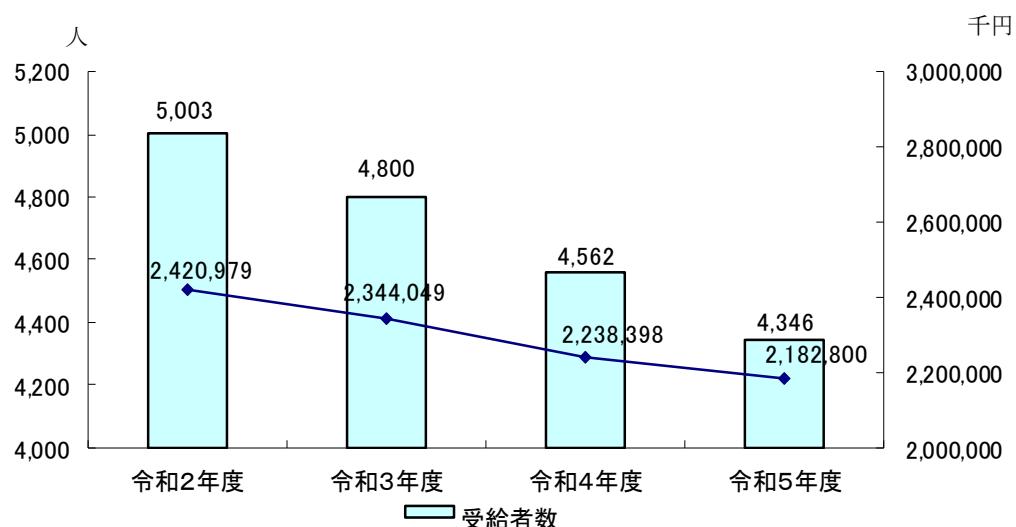
(全部支給)

第2子以降は、11,030円ずつ加算

※令和6年11月分より第3子以降の加算額が第2子の加算額と同額に
引上げ

所 得 制 限：前年の所得が一定の額以上の場合は、その年度の手当の一部又は全部
が支給停止となる。

児童扶養手当受給者数及び支給額



3 ひとり親家庭等の状況

富山県では、県内の母子家庭、父子家庭、寡婦の生活の実態を把握し、ひとり親家庭等に対する福祉施策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的として「令和5年度富山県ひとり親家庭等実態調査」を実施しました。

○調査の対象者

富山県内の母子家庭、父子家庭、寡婦世帯

○調査基準日

令和5年8月1日

○調査方法

調査対象者の全数把握が困難なため、下記の方法により実施

- ・母子家庭、父子家庭

「児童扶養手当」における現況届の受付時等に市町村窓口で無作為に調査票を配布し、郵送回収を行いました。

- ・寡婦世帯

富山県母子寡婦福祉連合会から同会会員の寡婦へ無作為に調査票を配布し、郵送回収を行いました。

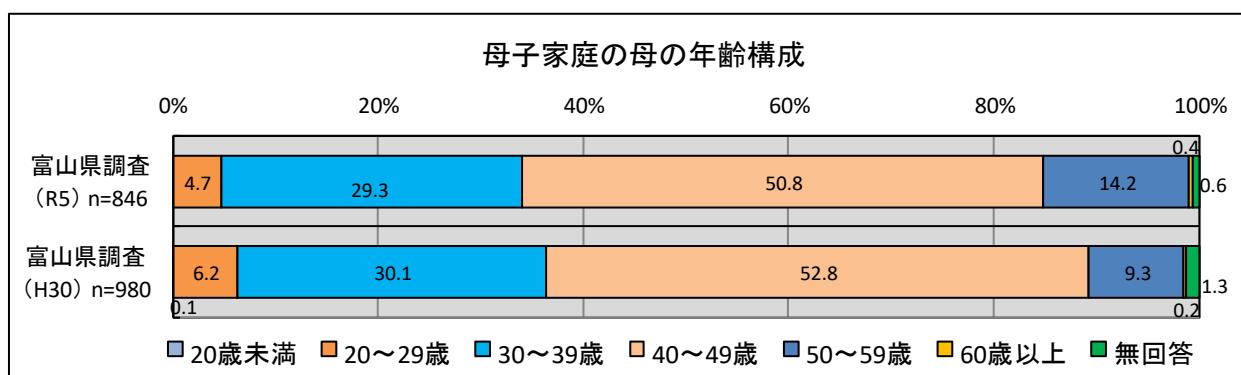
○回収結果

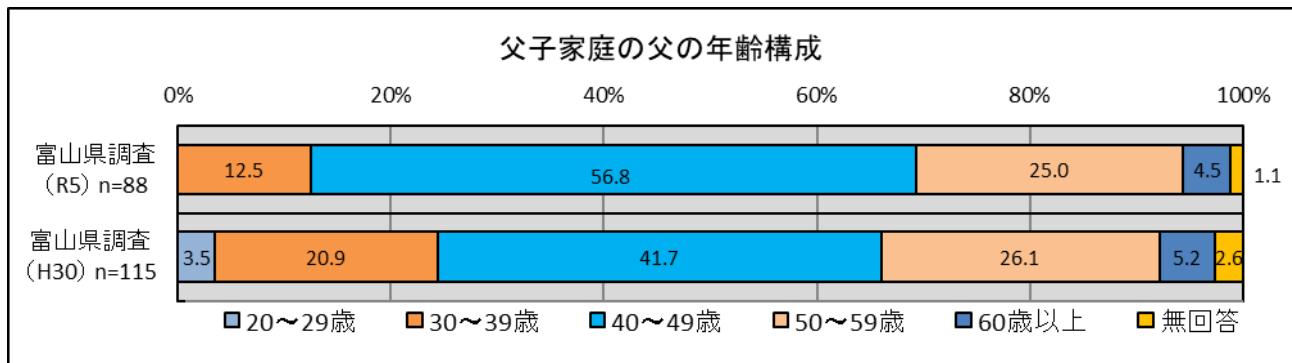
世帯区分	調査票配布数	調査票回収数	回収率
母子家庭	2,797	846	30.2%
父子家庭	281	88	31.3%
寡婦世帯	200	97	48.5%
合 計	3,278	1,031	31.5%

(1) ひとり親家庭の現状

ア 世帯の状況

- ・ 調査時点における母子家庭の母の平均年齢は42歳（H30調査41歳）で、40歳代が50.8%、次いで30歳代が29.3%となっています。
- ・ 父子家庭の平均年齢は47歳（H30調査46歳）で、40歳代が56.8%、次いで50歳代が25.0%となっています。





- ひとり親世帯になった時の母の平均年齢は35歳（H30調査34歳）、父の平均年齢は40歳（H30調査39歳）となっています。
- 世帯人員をみると、子ども以外の同居者がいる世帯は、母子家庭では47.2%（H30調査38.6%）、父子家庭は61.4%（H30調査57.4%）となっており、平成30年の調査と比べるとともに増加しています。

イ ひとり親世帯となった理由

- 母子家庭では、「離婚」が77.9%（H30調査81.6%）と最も多くなっています。次いで「未婚の母」が10.5%（H30調査8.5%）となっており、「死別」の8.9%（H30調査6.6%）を上回る結果となっています。
- 父子家庭では、「離婚」が64.8%（H30調査72.2%）、次いで「死別」が25.0%（H30調査22.6%）となっています。

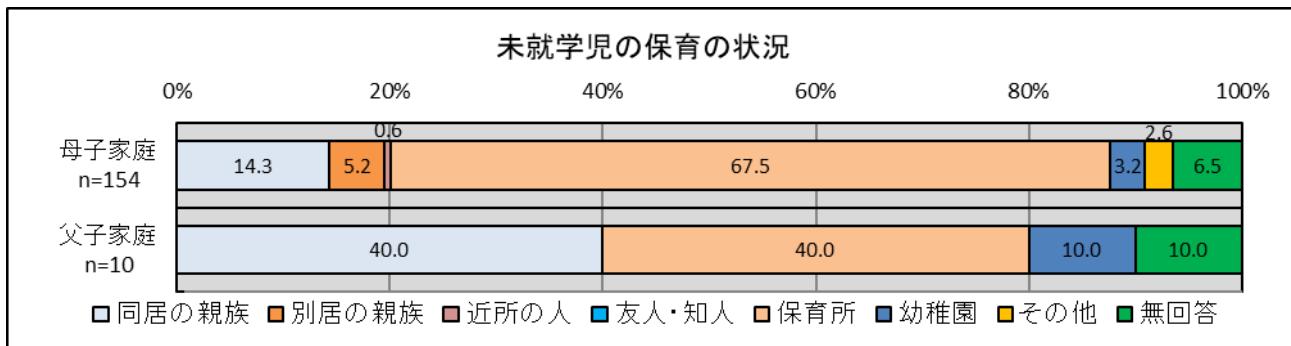
ウ 子どもの状況

○ 1世帯あたりの子どもの数

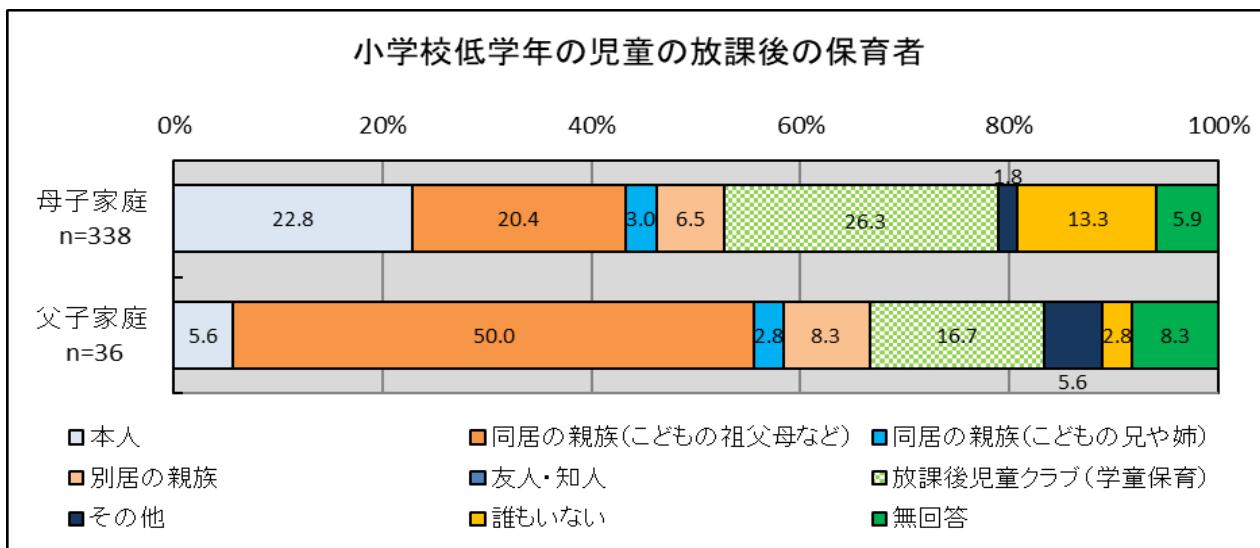
- 母子家庭の子どもの数は平均1.50人（H30調査1.48人）となっています。末子の就学状況別にみると「未就学児」18.1%、「小学生」34.8%、「中学生」22.5%、「中学卒以上」22.8%となっています。
- 父子家庭の子どもの数は平均1.67人（H30調査1.61人）となっています。末子の就学状況別にみると「未就学児」11.4%、「小学生」34.1%、「中学生」22.7%、「中学卒以上」28.3%となっています。

○子どもの保育の状況

- ・ 親が外出中に子どもをみているのは、未就学の子どもの場合、母子家庭では「保育所」6.7%、次いで「同居の親族」が14.3%、父子家庭では「保育所」及び「同居の親族」がともに40.0%と同率で最も高くなっています。

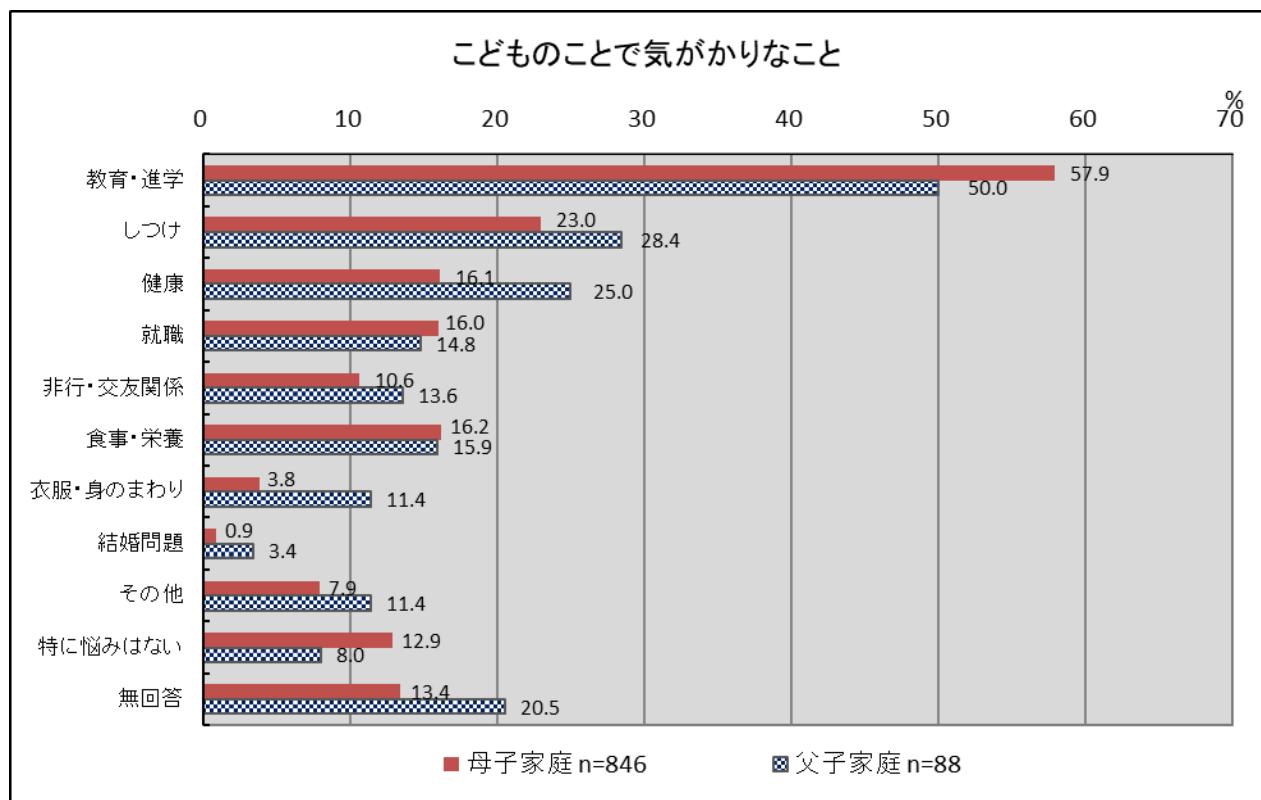


- ・ 小学校の子どもの場合は、母子家庭は「放課後児童クラブ（学童保育）」が26.3%、父子家庭は「同居の親族（子どもの祖父母など）」が50.0%となっています。



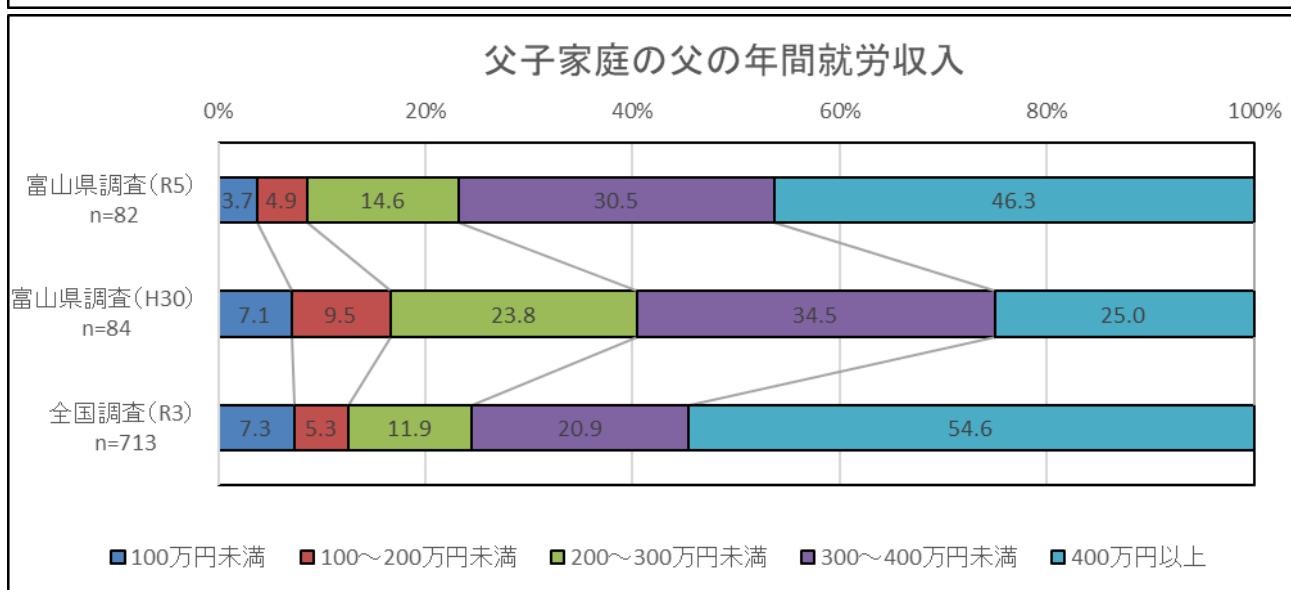
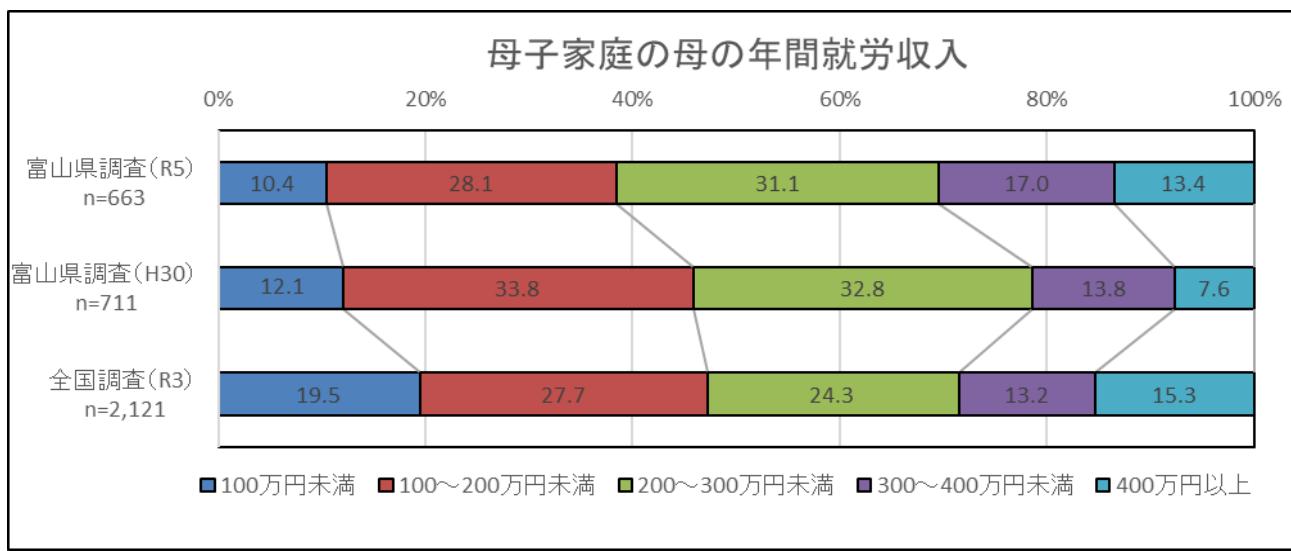
○こどものことで気がかりなこと

- こどもに関する悩みについては、母子家庭、父子家庭ともに「教育・進学」が最も多く、次いで「しつけ」となっています。



エ 収入の状況（無回答除く）

- 母子家庭の母の年間就労収入については、「100万円未満」が10.4%（H30調査12.1%）、「100～200万円未満」28.1%（H30調査33.8%）、「200～300万円未満」31.1%（H30調査32.8%）、「300～400万円未満」17.0%（H30調査13.8%）、「400万円以上」13.4%（H30調査7.6%）となっています。また、全体の38.5%（H30調査45.9%）が、200万円を下回っています。
- 父子家庭の父の年間就労収入については、「100万円未満」が3.7%（H30調査7.1%）、「100～200万円未満」4.9%（H30調査9.5%）、「200～300万円未満」14.6%（H30調査23.8%）、「300～400万円未満」30.5%（H30調査34.5%）、「400万円以上」46.3%（H30調査25.0%）となっています。また、全体の76.8%（H30調査59.5%）が、300万円以上となっています。



(参考)

○全国の世帯 (令和4年国民生活基礎調査)

1 世帯当たり平均所得金額 (R3の年間所得)

- ・全世帯 546万円
- ・児童のいる世帯 785万円

○全国の母子家庭 (令和3年度全国ひとり親世帯等調査)

世帯人員 (平均値)	3.19人
同居家族を含む世帯の年間総収入 (平均値)	375万円
本人の年間総収入 (平均値)	273万円
本人の年間就労収入 (平均値)	236万円

} R2の年間収入

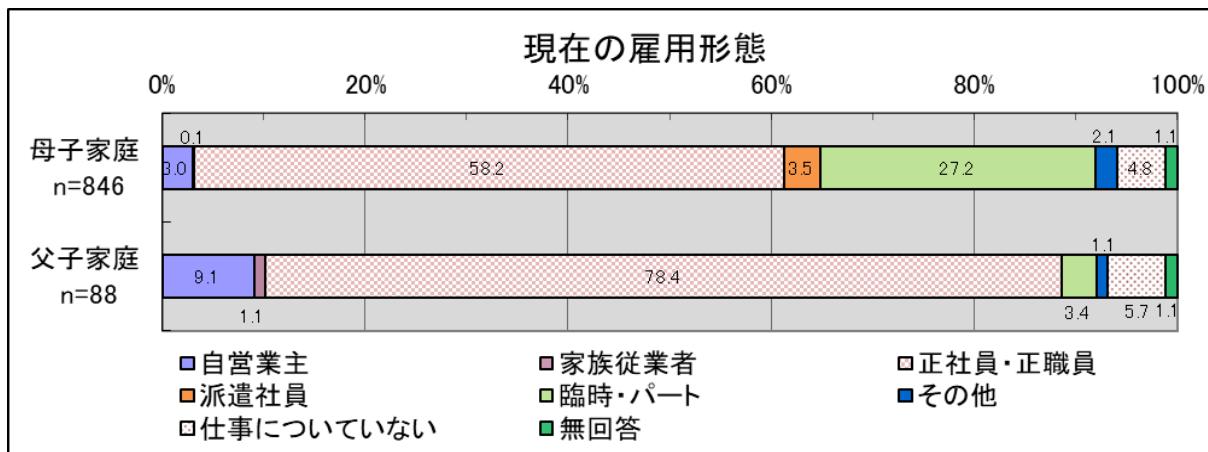
○全国の父子家庭 (令和3年度全国ひとり親世帯等調査)

世帯人員 (平均値)	3.44人
同居家族を含む世帯の年間総収入 (平均値)	605万円
本人の年間総収入 (平均値)	514万円
本人の年間就労収入 (平均値)	492万円

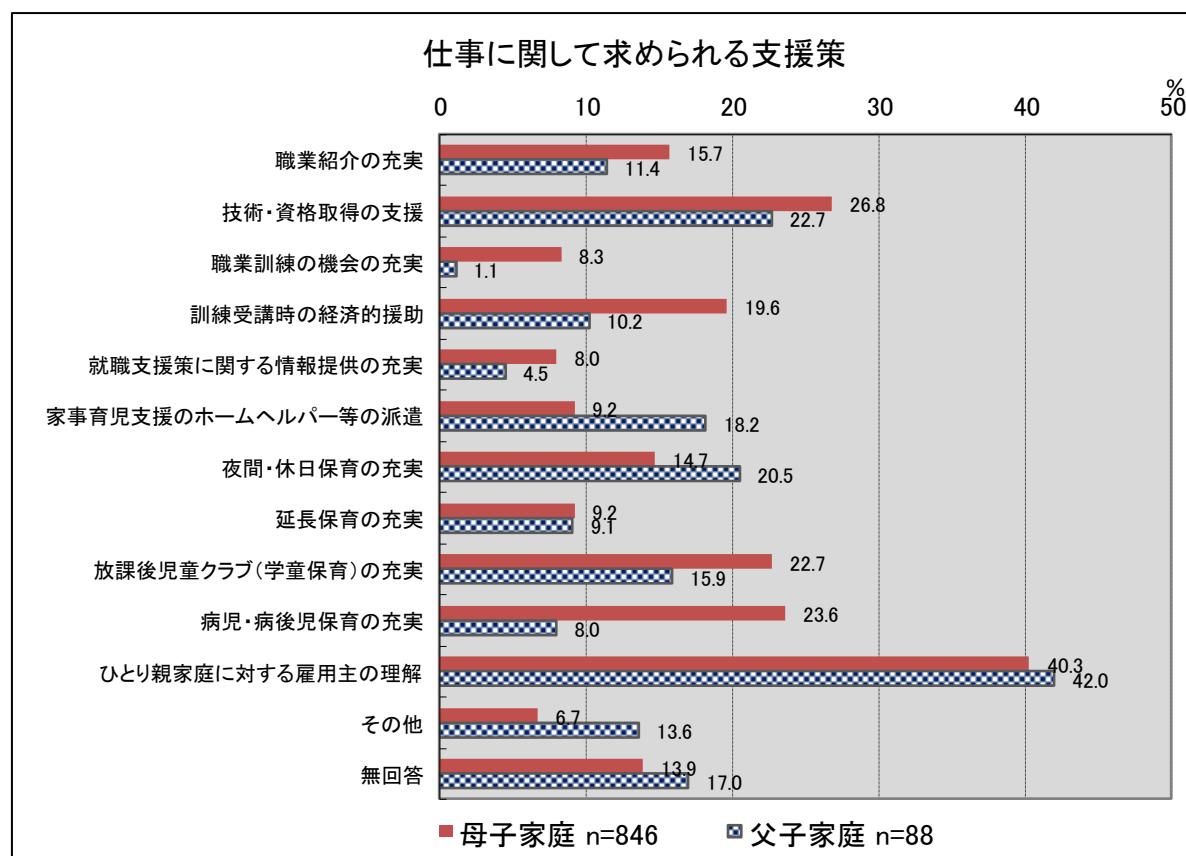
} R2の年間収入

才 就業の状況

- 仕事を持っている人の割合は、母子家庭では94.1%（H30調査93.4%）、父子家庭では93.2%（H30調査94.0%）となっています。
- 雇用形態をみると、母子家庭、父子家庭ともに「正社員・正職員」が最も多いものの、母子家庭では「臨時・パート」の割合が27.2%（H30調査26.2%）と高くなっています。

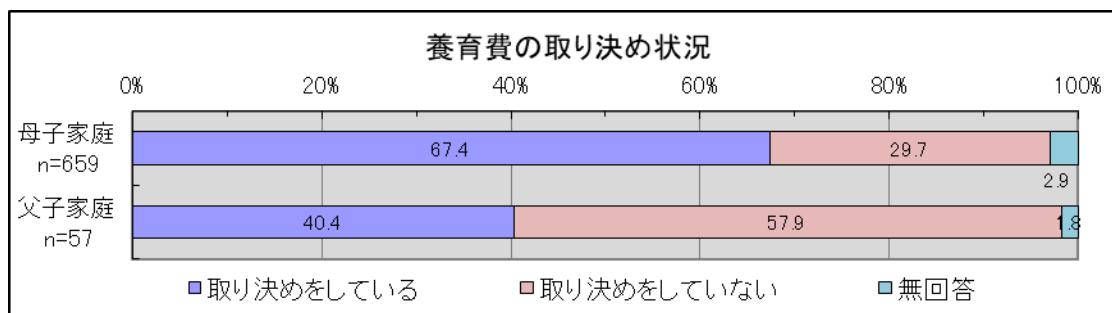


- 職業や仕事の問題解決のため求める支援策について、最も必要とされているのは、母子家庭、父子家庭とともに「ひとり親家庭に対する雇用主の理解」、次いで、「技術・資格取得の支援」となっています。

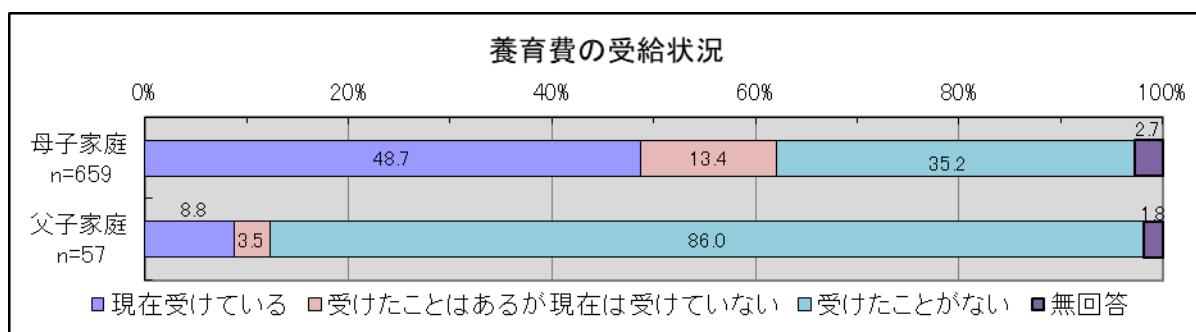


力 養育費の状況

- 母子家庭では、離別した夫との子どもの養育費の取り決め状況について「取り決めをしている」とした人の割合は母子家庭で67.4%（H30調査60.5%）、父子家庭で40.4%（H30調査28.9%）となっており、母子家庭、父子家庭ともに、平成30年の調査より増加しています。
- 取り決めをしていない理由については、母子家庭、父子家庭ともに「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が最も多く、次いで「相手とかかわりたくないから」となっています。

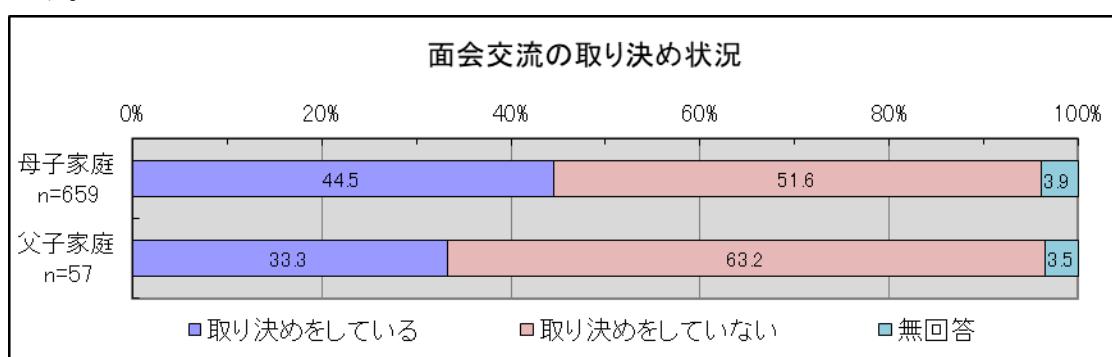


- 養育費の受給状況をみると、「現在も受けている」のは、母子家庭では48.7%（H30調査40.3%）、父子家庭ではわずか8.8%（H30調査8.4%）となっています。
- 養育費の額が決まっている世帯をみると、平均月額が母子家庭43,960円（H30調査44,667円）、父子家庭22,571円（H30調査21,889円）となっています。

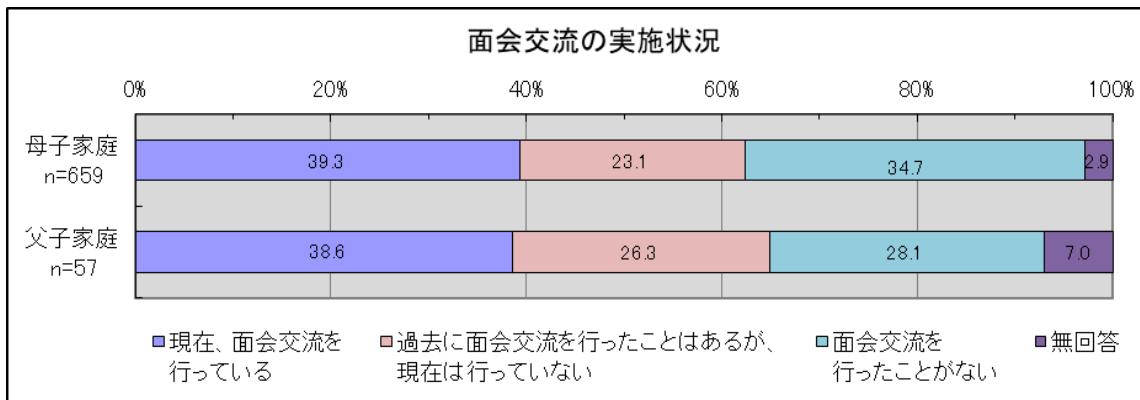


キ 面会交流の状況

- 面会交流の取り決めについて「取り決めをしている」とした人の割合は、母子家庭では44.5%（H30調査36.0%）、父子家庭では33.3%（H30調査31.3%）となっています。



- 実施状況をみると、「現在、面会交流を行っている」のは、母子家庭では39.3%（H30調査33.0%）、父子家庭では38.6%（H30調査41.0%）となっています。
- 面会交流を行っている、または行ったことがある人の面会頻度は、母子家庭、父子家庭とも「月1回以上2回未満」が最も多くなっています。次いで、母子家庭では「4～6か月に1回以上」、父子家庭では「月2回以上」、「2～3か月に1回以上」となっています。



ク 住居の状況

- 母子家庭では、「実家・親族の家に同居」が32.5%（H30調査31.3%）と最も多く、次いで「持ち家」28.6%（H30調査24.9%）となっています。
- 父子家庭では、「持ち家」が52.3%（H30調査57.4%）と最も多く、次いで「実家・親族の家に同居」25.0%（H30調査28.7%）となっています。

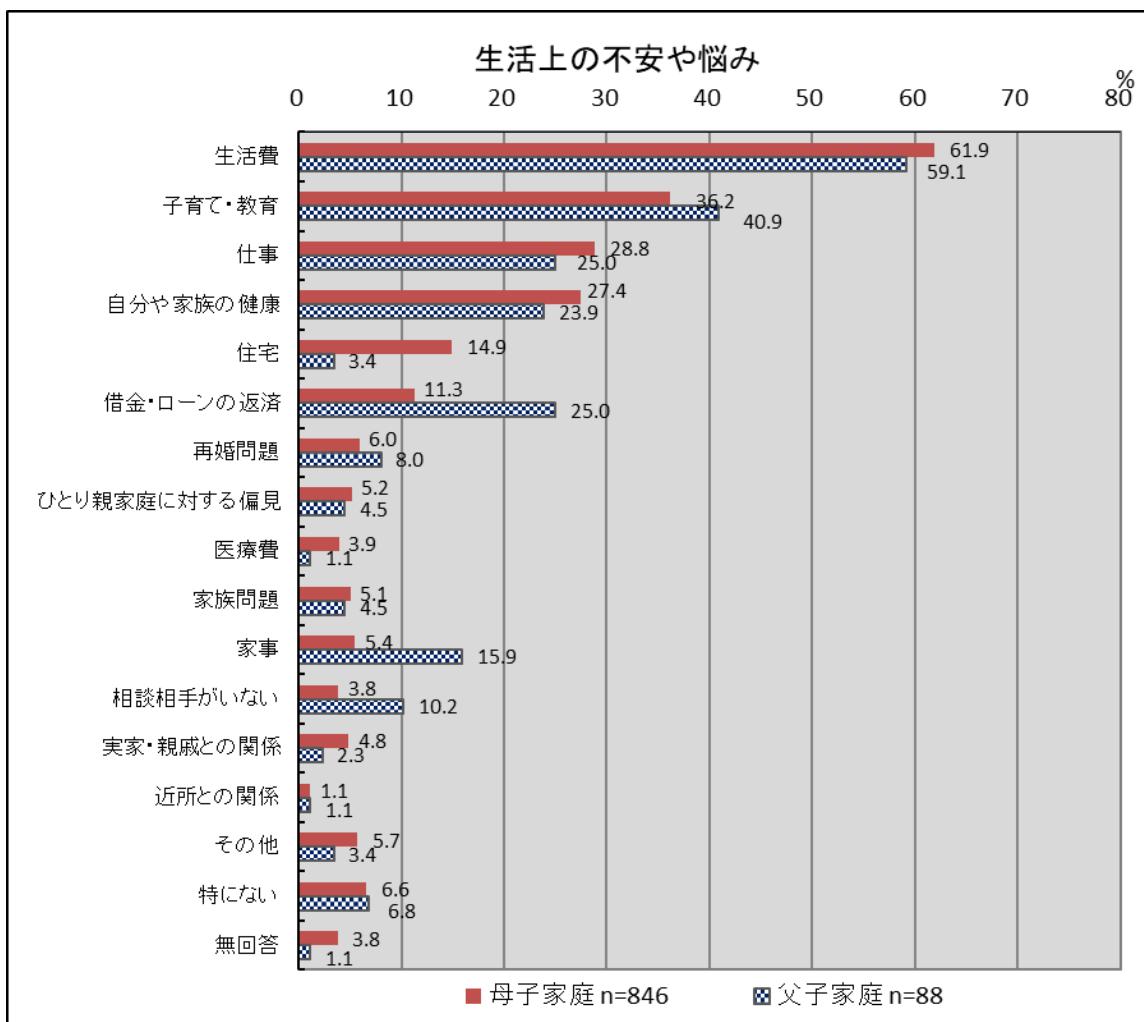
ケ 福祉制度等の認知・利用状況

- 母子家庭では、「児童扶養手当」の利用経験者（「利用している（したこと）がある」、「利用していて（したことがあります）満足している」）の割合は72.2%、「ひとり親家庭等医療費助成事業」は77.8%となっており、満足度も高くなっています。一方、「面会交流支援事業」や「短期入所生活援助事業（ショートステイ）」「夜間養護事業（トワイライトステイ）」は、「制度や施設を知らないし今後利用するつもりもない」とした人の割合が約半数となっています。
- 父子家庭では、「ひとり親家庭医療費助成事業」の利用経験者（「利用している（したことがある）」、「利用していて（したことがあります）満足している」）の割合は56.8%、「児童扶養手当」は50.0%となっています。一方で、多くの項目で回答者の半数程度が「制度や施設を知らないし今後利用するつもりもない」としています。

コ 生活上の悩み、行政への要望

○生活上の不安や悩み

- ・ 生活上の最も大きな不安や悩みは、母子家庭、父子家庭ともに「生活費」であり、次いで「子育て・教育」となっています。
- ・ 世帯の構成別にみると、「母と子どものみからなる世帯」では、「子育て・教育」の割合が、「母と子どもとその他の同居人からなる世帯」より10.7ポイント高くなっています、「父と子どものみからなる世帯」では「家事」や「相談相手がない」の悩みが多くなっています。

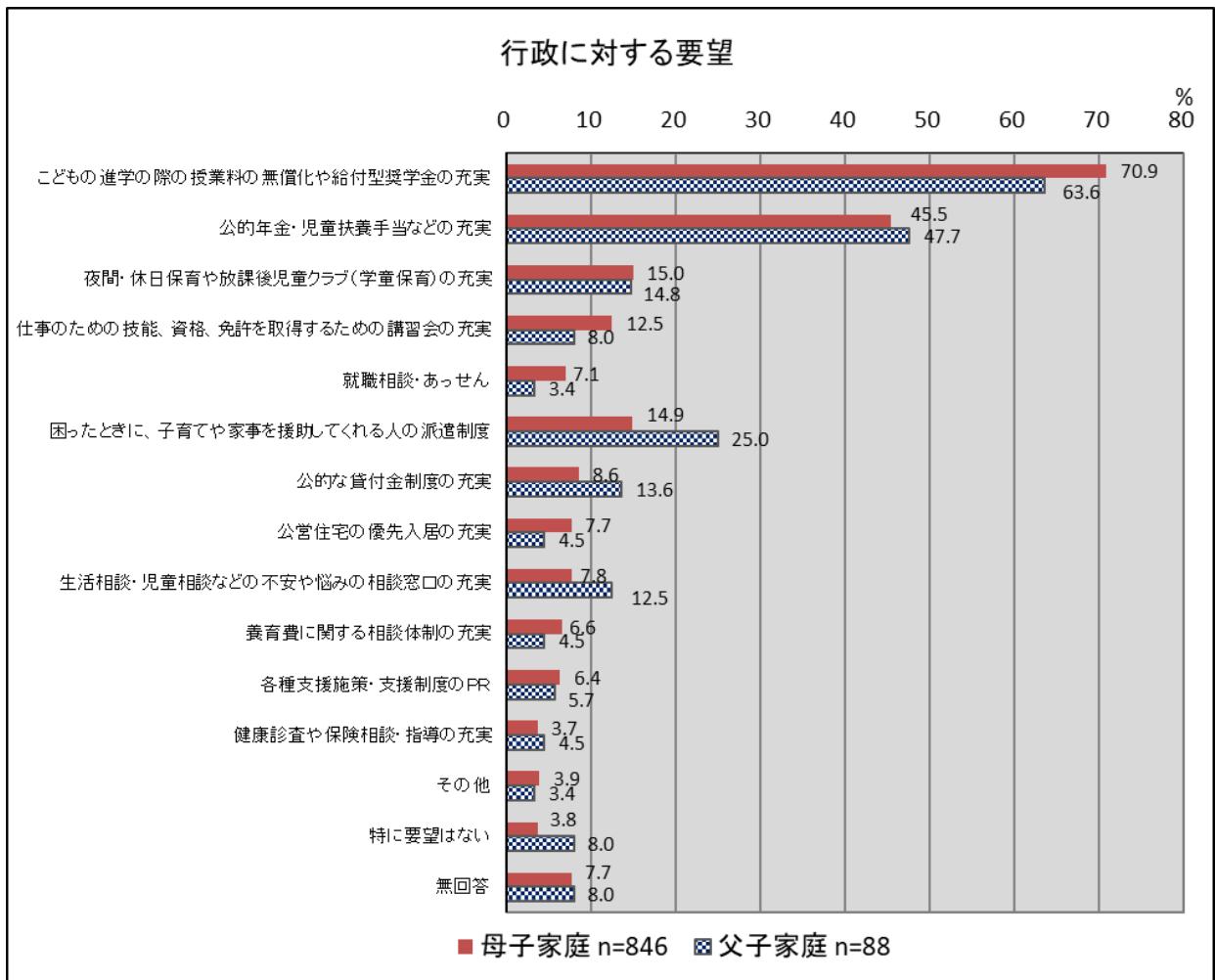


○困ったときの相談相手

- ・ 母子家庭では、「友人・知人」とした人が55.8%と最も多く、次いで「家族」51.4%、「実家・親戚」37.8%となっています。一方、「自分で解決する」とした人も36.2%となっています。行政や公的機関の利用については、「県・市町村窓口、母子（父子）自立支援員」6.6%、「民生委員・児童委員」0.2%などとなっています。
- ・ 父子家庭では、「家族」とした人が51.1%と最も多く、次いで、「自分で解決する」39.8%となっています。行政や公的機関の利用については、「県・市町村窓口、母子（父子）自立支援員」3.4%などとなっています。

○行政に対する要望

- 母子家庭、父子家庭ともに「子どもの進学の際の授業料の無償化や給付型奨学金の充実」が最も多く、母子家庭70.9%、父子家庭63.6%、次いで「公的年金・児童扶養手当などの充実」が母子家庭45.5%、父子家庭47.7%となっています。



(2) 寡婦世帯の現状

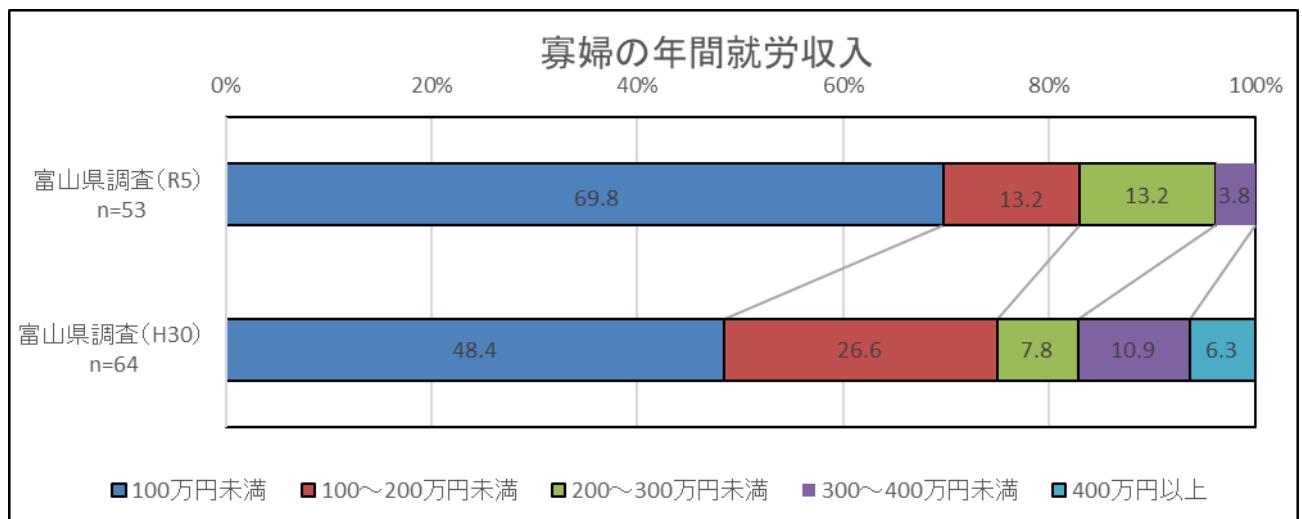
ア 世帯の状況

- 平均年齢は74歳(H30調査70歳)となっており、50歳代が2.1% (H30調査6.2%)、60歳代が24.7% (H30調査28.0%)、70歳以上が73.2% (H30調査60.9%) となっています。
- 寡婦となった理由については、「離婚」が21.6% (H30調査29.2%)、「死別」が75.3% (H30調査66.5%) となっています。

イ 収入の状況（「無回答」除く）

- 寡婦の年間就労収入については、「100万円未満」が69.8%、「100～200万円未満」13.2%、「200～300万円未満」13.2%、「300～400万円未満」3.8% となっています。

また、全体の83.0%が、200万円を下回っています。



ウ 就業の状況

- 全体の35.1% (H30調査55.9%) は就業しており、雇用形態をみると、「臨時・パート」が20.6% (H30調査19.3%) と最も多く、次いで「正社員・正職員」6.2% (H30調査14.3%) となっています。

エ 住居の状況

- 「持ち家」が86.6% (H30調査90.1%) と最も多く、次いで「実家・親族の家に同居」8.2% (H30調査6.2%)、「民間の借家・アパート・マンション」2.1% (H30調査1.9%) となっています。

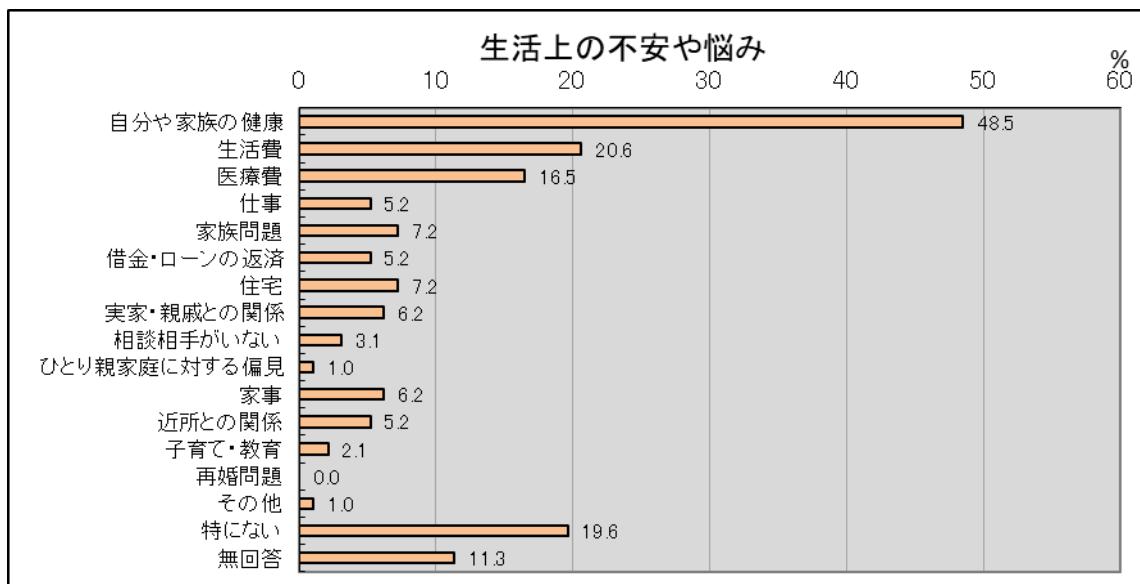
オ 福祉制度等の認知・利用状況

- 「ハローワーク」の利用経験者（「利用している（したことがある）」、「利用していて（したことがあります）満足している」）は、17.3% となっています。

力 生活上の悩み、行政への要望

○生活上の不安や悩み

- ・ 生活上の最も大きな不安や悩みは、「自分や家族の健康」であり、次いで「生活費」、「医療費」、「仕事」となっています。

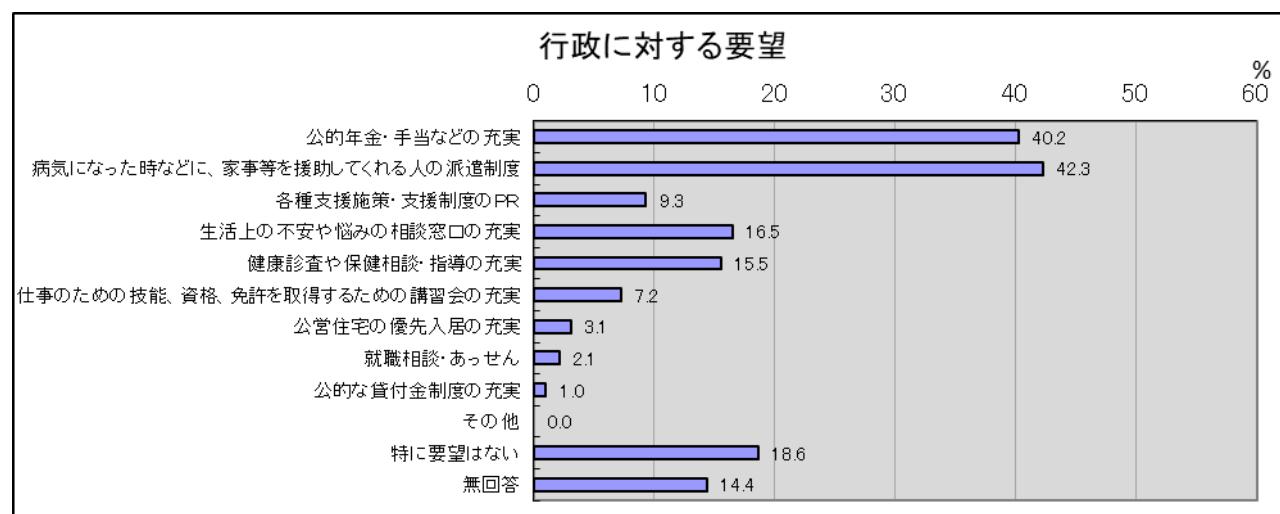


○困ったときの相談相手

- ・ 「家族」とした人が 81.4%と最も多く、次いで「友人・知人」43.3%、「実家・親戚」30.9%となっています。一方、「自分で解決する」とした人も 23.7%となっています。行政や公的機関の利用については、「県・市町村窓口、母子(父子)自立支援員」、「民生・児童委員」がそれぞれ 4.1%となっています。

○行政に対する要望

- ・ 「病気になった時などに、家事等を援助してくれる人の派遣制度」とした人が 42.3%と最も多く、次いで「公的年金・手当などの充実」とした人が 40.2%、「生活上の不安や悩みの相談窓口の充実」16.5%、「健康診査や保健相談・指導の充実」15.5%となっています。



(3) まとめ

ア 母子家庭

母子家庭の母の平均年齢は42歳で、30歳代が3割、40歳代が約5割となっています。世帯の類型は、「母子のみの世帯」が5割強、「母子と他の同居人からなる世帯」は5割弱となっています。

収入については、母子家庭の母の4割弱は年間就労収入が200万円未満となっており、生活上の悩みとして、約6割が「生活費」をあげています。

就業状況については、母子家庭の母の9割以上は就業していますが、「正社員・正職員」は約6割、「臨時・パート」は3割弱となっています。仕事に関する支援策として、「ひとり親家庭に対する雇用主の理解」や「技術・資格取得の支援」、「放課後児童クラブ（学童保育）の充実」、「病児・病後児保育の充実」があげられています。

また、離婚後においても、こどもを監護するか否かにかかわらず父母いずれにもこどもを扶養する義務がありますが、35.2%の世帯が過去も現在も養育費を受けたことがない状況となっています。

福祉制度については、多くの世帯で、「児童扶養手当」や「ひとり親家庭等医療費助成事業」の利用経験者が多い一方、「面会交流支援事業」や「短期入所生活援助事業（ショートスティ）」等は、「制度を知らないし今後利用するつもりもない」とした人の割合が約半数となっています。

行政に対する要望については、経済的支援のほか、「夜間・休日保育や放課後児童クラブ（学童保育）の充実」、「仕事のための技能、資格、免許を取得するための講習会の充実」を求める声が多くなっています。

こうしたことから、母子家庭に対しては、より収入の高い就業を可能にするための就業支援や、子育てと仕事の両立支援、養育費確保のための支援のほか、各種支援策や相談機関の情報提供の充実や相談・支援機関の連携強化など、幅広い支援を行っていく必要があります。

また、育児をしながら働く労働者のための各種制度の充実や事業者への普及啓発を行っていく必要があります。

イ 父子家庭

父子家庭の父の平均年齢は47歳で、40歳代が56.8%、50歳代が25.0%となっています。世帯の類型は、「父子と他の同居人からなる世帯」が約6割、「父子のみの世帯」は4割となっており、母子家庭に比べると、同居している世帯が多くなっています。

収入については、父子家庭の父の7割以上が年間就労収入が300万円を超えており、母子家庭の母よりも収入が多い状況にありますが、生活上の悩みとして、6割近くが「生活費」をあげているほか、「借金・ローンの返済」の悩みも多くなっています。

就業状況については、父子家庭の父の9割以上は就業しており、「正社員・正職員」は約8割となっています。

福祉制度については、「児童扶養手当」や「ひとり親家庭等医療費助成事業」の利用経験者が5割以上となる一方、多くの制度等で「制度や施設を知らないし今後利用するつもりもない」と回答した人が約半数となっています。

行政に対する要望については、母子家庭同様「子どもの進学の際の授業料の無償化や給付型奨学金の充実」や「公的年金・児童扶養手当などの充実」といった経済的支援を求め

る声が多くあります。また、子育てや家事など身の回りのことで悩む世帯も多いことから、「困ったときに、子育てや家事を援助してくれる人の派遣制度」を求める声も多くなっています。

こうしたことから、父子家庭に対しては、各種支援策の情報提供の充実とともに、日常生活支援や、不安や悩みの相談体制づくりなどを図っていく必要があります。

ウ 寡婦世帯

寡婦の平均年齢は74歳で、60歳代が24.7%、70歳以上が73.2%となってています。

収入については、寡婦の8割以上は年間就労収入が200万円未満となっています。

就業状況については、寡婦の35.1%が就業しており、「正社員・正職員」は6.2%となっています。

生活上の悩みとしては、「自分や家族の健康」のほか、「生活費」、「医療費」などをあげている人が多くなっています。

行政に対する要望としては、「病気になった時などに、家事等を援助してくれる人の派遣制度」や「公的年金・手当などの充実」が多くなっています。

こうしたことから、寡婦世帯に対しては、病気等になった場合における日常生活面での支援などを図していく必要があります。

第3章 計画の目標と基本的施策

1 計画の目標

ひとり親等が自立を図り、家庭生活と職業生活において安定した暮らしを築くとともに、安心して子育てをすることができる社会づくり

2 基本的施策

ひとり親家庭等の自立を支援するため、次の5つの基本的施策を定め、その展開を図ります。

(1) 相談・情報提供機能や広報啓発の充実強化

ひとり親家庭等が、子育てや仕事などさまざまな悩みについて、気軽に相談できる体制づくりを進めるとともに、適切かつ迅速に対応できるよう、各種相談機関の連携強化や行政等の支援施策に関する情報提供、広報啓発をきめ細かく行います。

(2) 就業支援の積極的推進

ひとり親等は不安定な雇用形態が多く、一般世帯に比べ収入が低い傾向にあります。より安定した仕事に就き経済的に自立した生活を送ることができるよう、親及び、希望に応じてこどもに対しても、職業紹介や職業訓練、資格取得の支援等の就業支援を積極的に行います。

(3) 子育て・生活支援策の充実強化

ひとり親等が安心して子育てを行うことができ、こどもが心身ともに健やかに成長できるように、子育てや日常生活面での支援に積極的に取り組みます。

また、貧困の連鎖を防止するため、学習支援など、ひとり親家庭のこどもに対する支援の充実を図ります。

(4) 養育費確保及び親子交流支援の推進

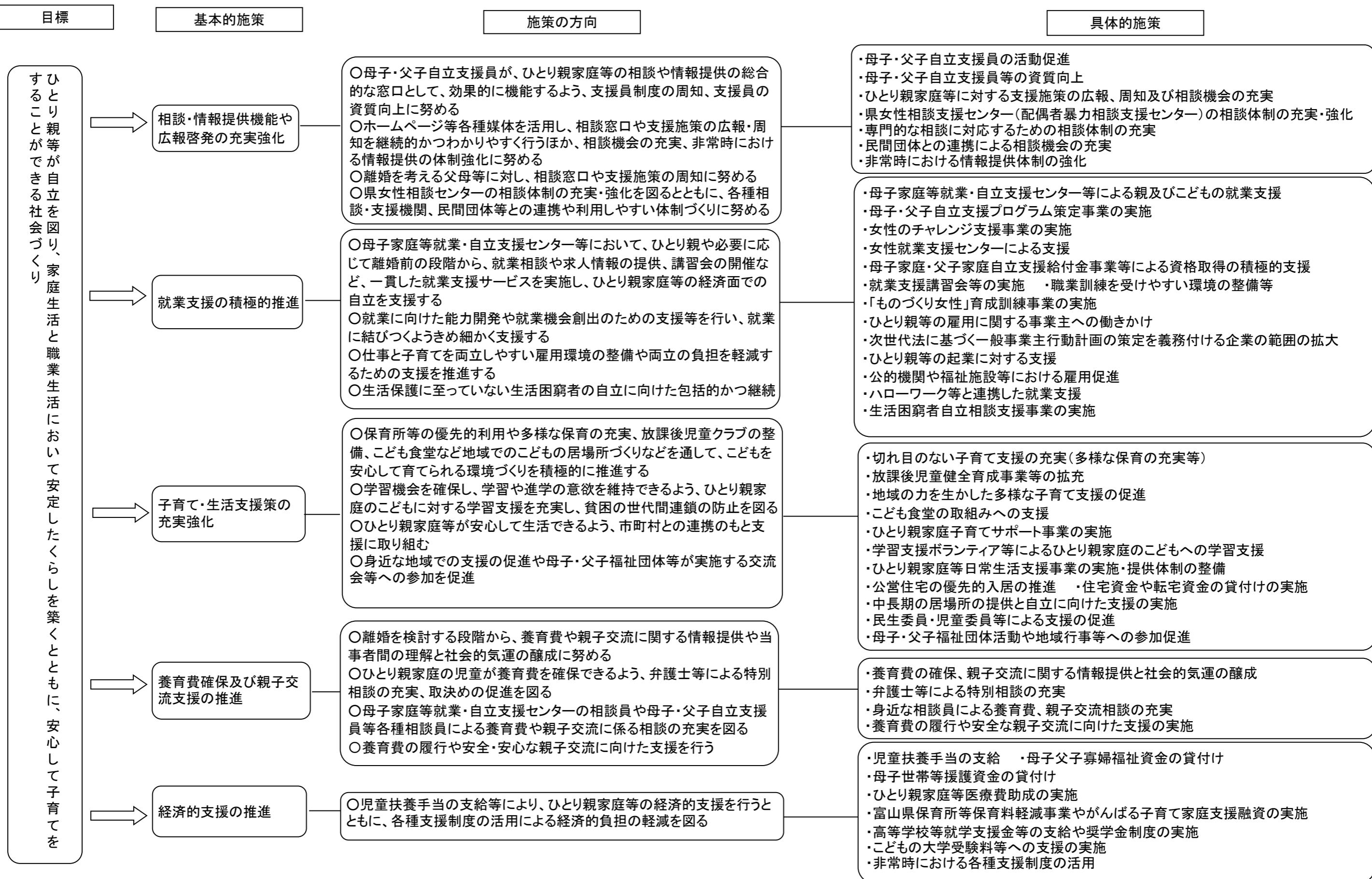
父母が離婚した後においても、双方の親は引き続きこどもを養う責任を分担しなければならず、養育費は子どもの権利です。離婚を検討する段階から、養育費受領促進のための情報提供や啓発活動を実施し、養育費の支払についての社会的気運の醸成を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

また、親子交流に係る事前相談や交流援助等の個別支援を行うことにより、親子交流を円滑に実施し、ひとり親家庭の子どもの健やかな成長を図ります。

(5) 経済的支援の推進

ひとり親家庭の一番の不安や悩みは生活費の問題となっています。就業面での支援を図るとともに、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付け、ひとり親家庭等医療費助成の実施など、ひとり親家庭等の経済的支援に努めます。

3 施策の体系



第4章 施策の展開

1 相談・情報提供機能や広報啓発の充実強化

—施策の方向—

- 母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等の相談や情報提供の総合的な窓口として、効果的に機能するよう、支援員制度の周知を図るとともに、支援員の資質向上に努めます。
- ホームページ等各種媒体を活用し、相談窓口や支援施策の広報・周知を継続的かつわかりやすく行うほか、相談機会の充実、非常時における情報提供の体制強化に努めます。
- 離婚を考える父母等に対し、相談窓口や支援施策の周知に努めます。
- 県女性相談支援センターの相談体制の充実・強化を図るとともに、各種相談・支援機関、民間団体等との連携を図り、利用しやすい体制づくりに努めます。

(1) 母子・父子自立支援員の活動促進

- ・ 新川、中部厚生センター及び各市に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等に対する総合的な相談・支援窓口として、悩みに対する相談や支援施策に関する情報提供、経済的自立に向けた就業支援など、幅広い相談・支援に努めます。
- ・ 日常生活面のさまざまな相談にきめ細かく対応するため、地域における民生委員・児童委員や母子保健推進員等との連携を図ります。
- ・ 就労や養育費の確保など、生活基盤の安定を図るための各種支援を行うため、市町村や母子家庭等就業・自立支援センター、ハローワーク、生活困窮者自立支援制度の相談窓口、法律相談機関等と一層密に連携していきます。

(2) 母子・父子自立支援員等の資質向上

- ・ 複雑化、高度化している相談案件への対応に向けて、母子・父子自立支援員の資質向上や専門性を高めるため、養育費や親子交流の相談対応をはじめとする研修会を実施するほか、他の機関が行う研修会等への参加を支援します。
- ・ 国の「ひとり親家庭支援の手引き」「ひとり親家庭支援のための相談対応事例集」等を活用し、母子・父子自立支援員等の相談機関関係職員の相談支援の質の向上・標準化を図ります。
- ・ 母子・父子自立支援員、市町村等の相談窓口で対応する職員、母子家庭等就業・自立支援センターや県女性相談支援センターなどさまざまな機関の相談員等を対象とした研修を実施、知識習得のための講義、情報交換などを通して、個々の家庭に寄り添い、安心して相談できる体制づくりを進めます。
- ・ 民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会の研修会等において、ひとり親家庭等に対する就業や子育て等に関する支援施策の周知を図ります。

■ 母子・父子自立支援員

- ① 配置状況 新川、中部厚生センター及び各市に計14人配置
- ② 業務内容 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対する相談、情報提供、指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援

(3) ひとり親家庭等に対する支援施策の広報・周知及び相談機会の充実

- ・ 県・市町村・関係団体の広報誌、マスコミ、インターネット等の各種媒体を活用し、ひとり親家庭等に対し、相談窓口や支援施策の継続的かつわかりやすい広報・周知に努めます。
- ・ 別居等による実質的なひとり親や離婚を検討する段階からの相談支援や情報提供を行うほか、市町村における児童扶養手当現況届出等の各種手続時などの機会を活用し、ひとり親家庭等が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制づくりに努めます。
- ・ ひとり親家庭等に対する支援施策を総合的に紹介するパンフレット、ホームページの活用等により、情報提供に努めます。
- ・ 福祉資金の貸付けをはじめ、父子家庭に対しても支援施策について周知を図りその活用を促進します。
- ・ ひとり親家庭向けポータルサイト「富山県ひとり親支援ナビ」等各種媒体を活用し、ひとり親が知りたい情報や必要な情報をわかりやすく提供する体制づくりに努めます。

(4) 県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）の相談体制の充実・強化

- ・ 母子家庭や寡婦を含む女性が抱えている様々な悩みや相談に応じるため、精神科医師による医療相談、心理判定員によるカウンセリング、女性相談支援員による来所・電話相談を実施します。
- ・ 県こども総合サポートプラザの富山児童相談所こども相談センター内に、週3日（月・水・土曜日）女性相談窓口を設置し、さまざまな悩みをもつ女性からの相談に応じます。
- ・ 配偶者からの暴力による被害者の相談、保護、自立支援等を適切かつ迅速に進めるため、必要な支援や情報提供を行います。
- ・ 身近な相談窓口として機能することが期待されている市町村の相談担当者の研修会や事例検討会を実施するなど、相談員の資質向上に努めるとともに、就業支援機関等との連携強化を図ります。

■ 県女性相談支援センター 電話・来所による相談時間

- | | |
|--------|------------------|
| ① 電話相談 | |
| 女性相談 | 月～金曜日 8：30～17：15 |
| DV相談 | 毎日 8：30～22：00 |
| ② 来所相談 | 月～金曜日 8：30～17：15 |

(5) 専門的な相談に対応するための相談体制の充実

- ・ 法律問題などひとり親家庭等の抱える専門的な相談に対応するため、母子家庭等就業・自立支援センター事業における弁護士等専門家による相談体制の強化を図ります。
- ・ 県消費生活センターでの多重債務専門相談の実施や、多重債務者を確実に相談窓口に誘導するため、関係機関と連携して相談窓口の周知広報に努めます。

(6) 民間団体との連携による相談機会の充実

- ・ひとり親家庭等を支援する民間団体、N P O等との連携により、行政との関わりを持つ機会が持ちづらいひとり親家庭に対し、支援施策や相談窓口等の情報の提供に努めます。
- ・支援が必要にも関わらず、行政のみでは支援が届かないひとり親に対し、民間団体等と連携したアウトリーチ相談や居場所の提供等を行うなど適切な相談機関や支援につなげる体制づくりに努めます。

(7) 非常時における情報提供体制の強化

- ・国、市町村、関係団体等と連携し、災害や感染症の発生など非常時においても必要な情報や支援が確実に提供できるよう体制強化に努めます。

2 就業支援の積極的推進

—施策の方向—

- 母子家庭等就業・自立支援センター等において、ひとり親や必要に応じて離婚前の段階から、就業相談や求人情報の提供、講習会の開催など、一貫した就業支援サービスを実施し、ひとり親家庭等の経済面での自立を支援します。
- 就業に向けた能力開発や就業機会創出のための支援等を行い、就業に結びつくようきめ細かな支援を行います。
- 仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備や両立の負担を軽減するための支援を推進します。
- 生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な相談・就労準備を支援します。

2-1 就業相談、就職支援

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター等による親及び子どもの就業支援

- ・ ひとり親や必要に応じて離婚前の段階から、就業相談の実施や求人情報の提供、講習会の開催等により、所得の増加や生活の安定に結びつくよう、よりよい就業のための支援を行います。
- ・ 身近な地域での相談に応じるため、就業相談員による巡回相談を実施します。
- ・ ひとり親等の求職活動を支援するため、講習会修了者等を就業支援バンクに登録し、ひとり親等に電子メールやFAXを活用し、求人情報を提供します。
- ・ 親のみならず、希望に応じ子どもの就労を支援します。

■ 母子家庭等就業・自立支援センター

(富山県と富山市との共同設置：富山県総合福祉会館サンシップ内)

- ① 就業相談
 - ・ 求人情報の提供や就労相談を実施
月～金曜日 9：00～17：00（来所、電話等）
- ② 就業支援講習会等（託児サービスを実施）
 - ・ 就業支援講習会
就業に結びつく可能性の高い技能、資格を取得するための就業支援講習会の実施（介護職員実務者研修等）
 - ・ 就職セミナー
就職準備や離転職等に関するセミナーを実施
- ③ 就業支援バンク
希望する雇用条件等を登録し、電子メールやFAXを活用して求人情報を提供
- ④ 運営 （公財）富山県母子寡婦福祉連合会に委託

- ・ 住民にとって身近な行政機関である市において、就業・自立支援事業が実施されるよう支援します。
- ・ 休日の就業相談等ひとり親家庭の生活実態やニーズに応じた相談機会の提供に努めます。

(2) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

- ・ ひとり親等の自立を促進するために、個々の希望、事情等に対応した「母子・父子自立支援プログラム」を策定します。

■ 母子・父子自立支援プログラム策定事業

新川、中部厚生センター及び各市並びに母子家庭等就業・自立支援センターに母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、ひとり親家庭等の親に対し、個別に面接を実施し、職業能力開発や資格取得へのアドバイス、就業への支援など個々のケースに応じたトータルな自立支援計画を策定するもの

また、必要に応じ、当該計画に基づき、ハローワーク（公共職業安定所）に就業支援要請を行い、自立に至るまでの一貫した支援を実施

- ・ ハローワーク等と連携しながら、制度周知に取り組むとともに、きめ細かで継続的な就業・自立支援の実施や就業意欲の醸成等を図ります。

(3) 女性のチャレンジ支援事業の実施

- ・ 就職や起業、NPO設立、キャリアアップなど様々な分野へのチャレンジに関する総合相談窓口を県民共生センター（サンフォルテ）に設置し、チャレンジ・ナビゲーターが助言、情報提供、関係機関紹介及び就職に必要な実技講習を行います。

■ サンフォルテ相談室「チャレンジ支援コーナー」

- ① 相談日 火～土曜日
- ② 相談時間 9：00～16：00

(4) 女性就業支援センターによる支援

- ・ 女性の意欲と能力に応じた柔軟な働き方を推進し、就業機会を確保するため、企業に向けて、求人の見直しや単発業務の切り出しの助言を行うとともに、未就業者に向けて求人情報や在宅ワーク等の情報の提供など、就業をより能動的に働きかけます。

■ 女性就業支援センター（富山市「サンフォルテ」2階）

- ① 相談日 月～金曜日
- ② 相談時間 9：00～17：00

2-2 就業に向けた能力開発支援

(1) 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等による資格取得の積極的支援

- ・母子・父子福祉団体、専修学校・各種学校、職業能力開発施設及び商工関係団体等を通じ、母子家庭・父子家庭自立支援給付金制度の周知を図り、ひとり親の就業に向けた能力開発を推進します。
- ・母子家庭・父子家庭自立支援給付金制度の実施に当たっては、事前相談等を通じてその資格取得が自立を図るうえで効果的なものになるよう必要な助言を行います。

【母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業】

■ 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が、生活の安定に資する対象資格の取得のために養成機関で修業する場合に、生活費の負担を軽減するために、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金を支給するもの

- ① 対象資格：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格等6月以上のカリキュラムを修業し取得するもの
- ② 支給期間：修業する全期間（上限4年）
- ③ 支給額：高等職業訓練促進給付金 月額 100,000円（市町村民税非課税世帯）
月額 70,500円（市町村民税課税世帯）
(課程修了までの最後の12か月は月額40,000円増額)

高等職業訓練修了支援給付金 50,000円（市町村民税非課税世帯）
25,000円（市町村民税課税世帯）

■ 自立支援教育訓練給付金

経理事務、介護職員初任者研修など、指定された教育訓練を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、受講料の一部を支給するもの

- ① 対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座及び知事が指定する講座
- ② 支給額：対象講座の受講料の60%に相当する額

【一般教育訓練給付金又は特定一般教育給付金】上限20万円、下限12,001円

【専門実践教育訓練給付金】修学年数×上限40万円（最大160万円）、下限12,001円
修了後1年以内の資格取得・就職で受講費用の25%（上限年間20万円（最大85%））を支給

- ・高等職業訓練促進給付金の支給に加え、高等職業訓練促進資金の貸付を行うことにより、ひとり親の資格取得の更なる促進を図ります。

■ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金及び就職準備金を貸し付けるもの

- ① 貸付額：入学準備金 50万円以内（養成機関への入学時）
就職準備金 20万円以内（養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合）
- ② 返還免除：貸付を受けた者が、養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、県内において、5年間その職に従事したときは、貸付金の返還を免除する

- ・ 高等学校卒業程度認定試験の合格支援により、ひとり親家庭の親子の学び直しによる資格取得、安定した就業を支援します。

■ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は子が、適職に就くために、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講し、また、試験に合格した場合に、受講費用の負担を軽減するため、給付金を支給するもの

- ① 対象者：自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けているひとり親家庭の親又は子
- ② 支給額：【通信制の場合】
 - ア 受講開始時給付金 受講費用の40%（上限10万円）
 - イ 受講修了時給付金 受講費用の10%（アと合わせて上限12万5千円）
 - ウ 合格時給付金 受講費用の10%（アイと合わせて上限15万円）

（※ 通学又は通学及び通信併用の場合、アイウ合わせて上限30万円）

- ・ 公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設などの公共職業訓練を受講する場合、訓練期間中の経済的負担軽減のための職業訓練手当を支給します。

■ 職業訓練手当

① 対象者

次のすべての要件を満たす者

- ・母子家庭の母又は父子家庭の父になった日の翌日から起算して3年以内に、ハローワーク（公共職業安定所）に求職申込みをした者
- ・所得金額が厚生労働省職業安定局長の定める額を超えない者

② 手当の種類及び額

- ・基本手当

居住する地域の区分により、職業訓練を受ける期間の日数に応じて支給

2級地 日額3,930円（富山市、高岡市）

3級地 日額3,530円（上記以外の地域）

- ・技能習得手当

受講手当 職業訓練を受けた日数に応じて支給 日額500円

通所手当 別に定める区分による

- ・ 公共職業能力開発施設等で技能習得中のひとり親等の生活の安定を図るため、母子父子寡婦福祉資金（技能習得資金、生活資金）の貸付けを行います。

(2) 就業支援講習会等の実施

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親等の円滑な就業準備や転職を支援するため、就業に結びつく可能性が高い就業支援講習会の開催や就職セミナーを実施します。
- ・ 県民共生センター（サンフォルテ）において、女性を対象とした一時保育付きのパソコン講習、再就職に必要なスキルや心構えを含む就業支援プログラムを一層充実し、再就職に向けた取組みを実施します。また、ひとり親家庭の母親等の自立支援のために、就職に必要なパソコンの技術を学ぶとともに、心のケアや仲間づくり等を支援する取組みを実施します。

(3) 職業訓練を受けやすい環境の整備等

- ・ 就業経験に乏しく長期間就労していないひとり親等の自立を促すため、民間教育訓練機関等に委託して、就職に必要な技能・知識を習得させるための職業訓練を実施します。
- ・ 育児等との両立のため訓練時間に配慮が必要な方を対象とした短時間訓練（4時間／日）の実施や、職業訓練を受講することによって児童を保育することができない方への託児サービスの提供など、職業訓練を受けやすい環境の整備等を図ります。
- ・ 技術専門学院において、雇用のミスマッチ解消と女性の就職先の職域拡大のため、託児サービスの導入やものづくり分野での離職者向け訓練コースを実施し、ものづくり分野への女性のチャレンジを支援します。

2-3 就業機会創出のための支援

(1) ひとり親等の雇用に関する事業主への働きかけ

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親等の就業促進についての理解を得るために、事業主に対する啓発活動や情報提供を行います。
- ・ 労働団体、経済団体等が開催する研修等を通じ、ひとり親等の就業促進についての理解の促進に努めます。
- ・ 育児・介護休業法に基づく諸制度（育児休業制度、短時間勤務制度、子の看護休暇制度）の普及啓発や事業所内保育施設の設置促進など、仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりを推進します。
- ・ ひとり親等を雇用する事業主に対する各種助成制度について、周知を図ります。
- ・ ひとり親が働きやすい環境整備などひとり親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体の周知を図ります。

(2) 次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定を義務付ける企業の範囲の拡大

- ・ 小規模な企業においても従業員の仕事と子育ての両立支援の取組みが促進されるよう、次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、企業が行う仕事と子育ての両立支援の質の向上が図られるよう企業の取組みを支援します。

■ 次世代法に基づく一般事業主行動計画

従業員の仕事と子育ての両立を進めるため、職場環境の整備などについて、企業が定める計画で、従業員101人以上の企業に対して、計画の策定・公表と従業員への周知が法律で義務付けられるもの（※）

富山県では、平成21年6月に制定した「とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例」で、平成23年4月から従業員51人以上の企業に「次世代法に基づく一般事業主行動計画」の策定を義務付けていたが、平成29年4月からは、従業員30人以上の企業に範囲を拡大

※「次世代育成支援対策推進法」では、100人以下の企業は努力義務

【次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定義務】

	企業規模 (従業員数)	H21.4～	H23.4～	H29.4～
次世代育成支援対策 推進法	301人以上	義務	義務	義務
	101人～300人	努力義務	義務	義務
	100人以下	努力義務	努力義務	努力義務
とやまの未来をつくる 子育て支援その他の 少子化対策の推進 に関する条例	51人～100人	—	義務	義務
	30人～50人	—	—	義務

(3) ひとり親等の起業に対する支援

- ・ 起業希望者には、サンフォルテ相談室「チャレンジ支援コーナー」や、(公財)富山県新世紀産業機構内に設置している中小企業支援センターの相談窓口（起業ほか中小企業支援施策全般）等を紹介するなどの助言を行います。
- ・ 在宅就業を希望する女性に対し、女性就業支援センター等相談窓口の紹介を行うほか、就業支援講習会等によりパソコン技術の習得を支援します。
- ・ 新たに事業を開始する場合や事業を継続する場合に、母子父子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金）の貸付けを行います。

(4) 公的機関や福祉施設等における雇用促進

- ・ 県で非常勤職員を募集する際に、求人情報を母子家庭等就業自立・支援センターへ提供するなど、ひとり親等の雇用促進に努めます。
- ・ 市町村や社会福祉施設等に対して、ひとり親等の雇用促進に取り組むよう協力を求めます。

(5) ハローワーク等と連携した就業支援

- ・ ハローワーク（公共職業安定所）や労働局が実施する事業等を積極的に活用し、国と緊密に連携した就業支援を行います。

■ 特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク又は職業紹介事業者等の紹介により、母子家庭の母、父子家庭の父、60歳以上の者など、就職が困難な者を雇い入れた事業主に対して助成

■ トライアル雇用助成金

職業経験等から安定的な就職が困難な求職者について、常用雇用へ移行することを目的に、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、原則3か月試行雇用した事業主に対して助成

■ キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成

■ ハローワーク富山マザーズコーナー（富山市「サンフォルテ」2階）

- ① 相談日 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
- ② 相談時間 9：00～17：15

■ ハローワーク高岡マザーズコーナー（ハローワーク高岡 2階）

- ① 相談日 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
- ② 相談時間 8：30～17：15

2-4 生活困窮者の自立に向けた支援

(1) 生活困窮者自立相談支援事業の実施

- ・ 生活困窮者自立支援法に基づき、富山県東部生活自立支援センターや各市において、生活困窮者の自立に向けて、自立相談支援事業や就労準備支援事業、家計改善支援事業、住居確保給付金の支給等を行います。

■ 自立相談支援事業

支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行うもの

■ 就労準備支援事業

「社会とのかかわりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、プログラムにそつて、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行うもの

■ 家計改善支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自らの家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援

■ 住居確保給付金

離職により住宅を失った生活困窮者等に対して家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給

また、収入が著しく減少し、家計改善のため、家賃負担等を軽減する必要がある生活困窮者に対して、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用を補助

3 子育て・生活支援策の充実強化

—施策の方向—

- 保育所等の優先的利用や多様な保育の充実、放課後児童クラブの整備、こども食堂など地域での子どもの居場所づくりなどを通して、子どもを安心して育てられる環境づくりを積極的に推進します。
- 学習機会を確保し、学習や進学の意欲を維持できるよう、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援を充実し、貧困の世代間連鎖の防止を図ります。
- ひとり親家庭等が安心して生活できるよう、市町村との連携のもと支援に取り組みます。
- 身近な地域での支援の促進や母子・父子福祉団体等が実施する交流会等への参加を促進します。

3-1 こどもを安心して育てられ、こどもが心身ともに健やかに成長できる環境づくりの推進

(1) 切れ目のない子育て支援の充実（多様な保育の充実等）

- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法により、保育所等の利用について、ひとり親家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならないとされており、市町村におけるひとり親家庭の児童の優先的利用を促進します。
- ・ 仕事と子育ての両立支援を進めるため、保育所における延長保育、休日保育など、地域の実情に応じた多様な保育の充実を図ります。

■ 延長保育事業

対象児童の認定利用時間を超えて保育を実施

■ 休日保育事業

日曜日、国民の祝日等において保護者の就労等により保育に欠ける児童を対象に保育を実施

■ 一時預かり事業

一時的・緊急的に児童の保育が必要な場合に保育を実施

■ 病児・病後児保育事業

児童が急な病気となり、集団保育や家庭での保育ができない場合に、一時的に保育を実施

■ 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て支援の拠点となる場所（子育て支援センター）を開設し、相談指導、子育てサークルへの支援等を実施

(2) 放課後児童健全育成事業等の拡充

- 放課後児童クラブの整備や利用者のニーズに応じた開所時間の延長、日数の拡大などの充実を図るとともに、ひとり親家庭の放課後児童クラブの優先的な利用について、市町村に対して助言等を行います。

(3) 地域の力を生かした多様な子育て支援の促進

- 地域住民やボランティア・NPO活動を行う組織・団体等による自主的な子どもの居場所づくりや地域ぐるみの子育て支援活動、食事その他の生活環境が十分でない子ども等を地域で支える「子ども食堂」の取組みなど、地域の力を生かした地域における多様な子育て支援の取組みを推進します。

■ とやまっ子さんさん広場推進事業

地域住民やNPO等が、公民館、地区集会場や民家などを活用して自主的な子どもの居場所づくりを進めるもの

■ ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人と提供したい人がそれぞれ市町村に会員登録し、送迎や放課後の預かり等の相互援助活動を行うもの

■ 富山型デイサービス施設における子育て支援

子どもからお年寄りまで障害の有無にかかわらず身近な地域でデイサービスを受けることができる「富山型デイサービス施設」において、児童や乳幼児の預かりなどのサービスが行われているもの

■ こども食堂応援事業

地域住民やNPO等が、こどもたちに無料又は低額で栄養バランスのとれた食事の提供や居場所づくりを行う場合に、その取組みを支援

(4) ひとり親家庭子育てサポート事業の実施

- 仕事と子育てを一人で担い、経済的にも厳しい状況にあるひとり親に対して、市町村と連携し、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの利用料の一部を助成します。

(5) 学習支援ボランティア等によるひとり親家庭の子どもへの学習支援

- ひとり親家庭の子どもに対して、市町村と連携し、公民館等において、学習ボランティア等による学習支援や基本的な生活習慣の習得支援、進学相談対応を行います。
- 学習支援を受ける児童扶養手当受給世帯相当等の子どもの大学等受験料や模擬試験費用を支援します。

3－2 生活に関する支援

(1) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施・提供体制の整備

- ひとり親家庭等が、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった場合に、市町村と連携し、家庭生活支援員を派遣しこもの世話などを行います。
- 地域における事業ニーズを的確に把握し、必要な家庭に対して支援が提供できるよう事業の実施の推進に努めます。

(2) 公営住宅の優先的入居の推進

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法により、地方公共団体は、公営住宅の供給を行う場合には、母子家庭や父子家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならないとされています。県営住宅では、母子世帯、父子世帯、高齢者世帯、障害者世帯、生活保護世帯等が優先的に入居することのできる入居枠を設けており、これを広く周知するよう努めるとともに、市町においても優先的入居の促進が図られるよう支援します。

(3) 住宅資金や転宅資金の貸付けの実施

- 住宅の建設等に必要な場合や、住宅の移転に必要な場合に、母子父子寡婦福祉資金（住宅資金、転宅資金）の貸付けを行います。
- 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立を目指すひとり親に対し、償還免除付ひとり親家庭住宅支援資金（家賃実費相当）の貸付けを行います。

(4) 中長期の居場所の提供と自立に向けた支援

- 母子生活支援施設は、母子家庭の自立を支援するため、居住の場を提供するとともに、自立に向け就業を含めた生活安定のための援助や児童の養育援助を行う施設です。県外の母子生活支援施設への入所希望がある場合に、市又は厚生センターを通じて母子保護を行います。
- 柔軟な支援が可能な民間シェルターと連携し、居場所の提供やカウンセリング、生活支援など自立に向けた継続的支援を行います。
- 関係機関や民間団体等と連携し、ひとり親家庭が安心して生活できるよう中長期の居場所と自立に向けた支援の提供などの機能を果たす体制整備に取り組みます。

3－3 身近な地域での支援の促進、地域活動への参加促進

(1) 民生委員・児童委員等による支援の促進

- 民生委員・児童委員研修会等において、ひとり親家庭等に対する支援施策の周知を図り、地域においてひとり親家庭等の相談に応じるとともに、適切な相談機関へつなぐ事ができるよう支援を行います。

(2) 母子・父子福祉団体活動や地域行事等への参加促進

- 母子・父子福祉団体等が主体となって、ひとり親家庭等のための親子の集いを開催し、親子の交流の機会をつくります。

4 養育費確保及び親子交流支援の推進

—施策の方向—

- 異婚を検討する段階から、養育費や親子交流に関する情報提供や当事者間の理解と社会的気運の醸成に努めます。
- ひとり親家庭の児童が養育費を確保できるよう、弁護士等による特別相談の充実、取決めの促進を図ります。
- 母子家庭等就業・自立支援センターの相談員や母子・父子自立支援員等各種相談員による養育費や親子交流に係る相談の充実を図ります。
- 養育費の履行確保や安全・安心な親子交流に向けた支援を行います。

(1) 養育費の確保、親子交流に関する情報提供と社会的気運の醸成

- ・ 異婚届の提出時や児童扶養手当現況届の提出時などさまざまな機会を活用し、養育費の支払や養育費及び親子交流に関する情報提供と啓発を行い、当事者間の理解と社会的気運の醸成を図ります。
- ・ 異婚を検討している父母等を対象に、養育費や親子交流の取決めの重要性等について学ぶ講座など離婚前からの意識づけを行い、取決めの促進を図ります。
- ・ 母子・父子福祉団体等を通じて、養育費確保、親子交流促進に関する制度の周知に努め、制度の活用促進を図ることにより、養育費確保を推進します。
- ・ 親権に関する規定の見直しや養育費の履行確保などを内容とする民法の一部を改正する法律など、法律や国の制度改正などの周知・情報提供を行います。

(2) 弁護士等による特別相談の充実

- ・ 養育費受領のための取決めやその履行担保など法律に関する問題等について、弁護士や国の養育費相談支援センターの専門相談員の活用等により、特別相談の充実を図ります。

(3) 身近な相談員による養育費、親子交流相談の充実

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターの相談員や国の養育費相談支援センター等と連携し、母子・父子自立支援員等が養育費や親子交流の取り決め等に関する困難事例に対応できるよう資質や専門性の向上を図ります。

(4) 養育費の履行確保や安全・安心な親子交流に向けた支援の実施

- ・ 親支援講座や弁護士の特別相談など養育費の取決めや確保が適切になされるよう必要な支援を行います。
- ・ 親子交流の取決めを行っている父と母からの申請により、子どもの意見も踏まえ、親子交流に係る事前面接や親子交流援助等の支援を行います。

5 経済的支援の推進

—施策の方向—

- 児童扶養手当の支給等により、ひとり親家庭等の経済的支援を行うとともに、各種支援制度の活用による経済的負担の軽減を図ります。

(1) 児童扶養手当の支給

- ・ 児童扶養手当制度に関する普及啓発と利用者に対する制度の説明を十分に行い、適正な支給事務を行います。
- ・ 児童扶養手当の窓口においてひとり親家庭等福祉施策に係る周知を行い、必要な支援策が適時適切に受けられるよう積極的な情報提供に努めます。

■ 児童扶養手当 支給額（月額）

令和7年4月	
全部支給	46,690 円
一部支給	46,680 円 ～ 11,010 円

※ 児童が2人以上の場合は、上記金額に11,030～5,520円の加算

（令和6年11月分から第3子以降の児童に係る加算額が第2子の加算額と同額に引き上げられました。）

※ 一部支給額は所得に応じて決定

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付け

- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行い、自立のための貸付けを必要とする母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等に対し、迅速で適正な貸付事業を行います。
- ・ 母子父子寡婦福祉資金の貸付事業の償還にあたっては、母子家庭、父子家庭及び寡婦の個々の事情を勘案し、対応します。

■ 母子父子寡婦福祉資金

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、目的に応じ資金を貸し付けるもの

資金の種類：12資金

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| ①事業開始資金 | ②事業継続資金 | ③修学資金 | ④技能習得資金 |
| ⑤修業資金 | ⑥就職支度資金 | ⑦医療介護資金 | ⑧生活資金 |
| ⑨住宅資金 | ⑩転宅資金 | ⑪就学支度資金 | ⑫結婚資金 |

(3) 母子世帯等援護資金の貸付け

- 母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活資金として、母子・父子福祉団体を通し、母子世帯等援護資金の貸付けを行います。

■ 母子世帯等援護資金

貸付限度額：一般 50,000円、特別 100,000円

償還期間：6か月（無利子）

(4) ひとり親家庭等医療費助成の実施

- ひとり親及びその児童等を対象として、医療費の本人負担分に対する助成を行うことにより、経済的負担の軽減と健康の保持増進を図ります。

(5) 富山県保育所等保育料軽減事業やがんばる子育て家庭支援融資の実施

- 子育てに対する経済的支援に資することを目的とし、市町村と連携し、保育所等に入所する児童に係る保育料の一部を助成します。
- 多子世帯における教育費等の負担軽減のため、低利での融資を行います。23歳未満のこどもを対象とした融資は利子補給により実質無利子とします。

(6) 高等学校等就学支援金等の支給や奨学金制度の実施

- 高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、年収概ね910万円未満の世帯に高等学校等就学支援金（国制度）を支給します。
- 私立高等学校の授業料については、高等学校等就学支援金（国制度）に上乗せする形で助成しているほか、入学納付金への助成を行うなど、所得に応じた段階的な支援を行います。
- また、一定の収入額未満の多子世帯・ひとり親世帯の私立高校生に対し、授業料の実質無償化や入学納付金の助成を行います。
- 高校生等がいる低所得世帯に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給します。
- 高校、大学、専修学校等の修学のための県奨学金の貸与を行います。
- 低所得世帯の私立専門学校生に対し、給付型奨学金にあわせ、入学料及び授業料の減免補助を行います。

(7) 子どもの大学受験料等への支援の実施

- 経済的に厳しい状況にあるひとり親に対して、市町村と連携し、子どもが大学等を受験する際の受験料や、高等学校や大学への進学に向けて受ける模擬試験料を補助します。

(8) 非常時における各種支援制度の活用

- 災害、感染症流行拡大など非常時において、各種支援制度の周知強化、活用を図ります。
- 国、市町村と連携し、ひとり親家庭の実態の把握、経済的支援に努めます。

第5章 計画の推進にあたって

(1) 国、県、市町村及び関係団体の役割分担と連携

県の関係部局の横断的な取組や、国、市町村との行政間の連携をはじめ、母子・父子福祉関係団体、その他の機関・団体等が互いに適切に役割を分担し、連携しながら施策を推進します。

【県】

この計画に基づき、ひとり親家庭等への支援施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、市町村が地域の実情に応じて行う、ひとり親家庭等への支援施策の円滑な実施について、連携や支援を図ります。

【市町村】

最も住民に身近な自治体として、地域の実情に応じた相談への対応や各種施策に関する情報提供を積極的に行うことが期待され、関係する部局が連携を密にし、対応していくことが必要です。

とりわけ、市においては、国の方針に即して策定した自立促進計画に基づき、地域の実情に応じてひとり親家庭等へのさまざまな自立支援施策等を進めることができます。

【母子・父子福祉関係団体】

ひとり親家庭等により身近な立場で、ひとり親家庭等のニーズの把握を行い、ひとり親家庭等の福祉の向上につながるきめ細かな自主的な実践活動を行うことが期待されます。

(2) 福祉・雇用等幅広い分野にわたる関係機関相互の連携

ひとり親家庭等の自立支援にあたっては、就業支援と子育て・生活支援などを組み合わせて実施することが重要です。また、ひとり親家庭等の抱える課題は多岐にわたっています。そのため、福祉や教育、雇用など幅広い分野において、支援を行う関係機関や経済団体など関連団体が相互に連携して、施策を推進します。

(3) 各種計画との連携

「とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例」に基づく基本計画として県が令和7年3月に策定した「とやまこども・若者みらいプラン」は、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画、こども基本法に基づく都道府県こども計画等の性格も併せ持っています。

この自立促進計画に基づく施策の推進にあたっては、「とやまこども・若者みらいプラン」をはじめ、「富山県民福祉基本計画」、「富山県困難な問題を抱える女性支援基本計画」、「富山県SDGs未来都市計画」など各種計画に基づく諸施策との連携を図ります。

(4) 計画の評価

この計画の第4章に定めた施策については、計画期間内に評価を行うこととし、その際には、ひとり親家庭等の実態調査及び当事者や関係者からの意見聴取を行うこととします。

また、災害や感染症拡大など非常時においても実態把握に努めます。

この評価の結果については、公表するとともに、次期計画を策定する際の参考とします。

【参考】ひとり親家庭等自立促進計画に基づく事業の実施状況

富山県ひとり親家庭等自立促進計画（計画期間：令和2年度から令和6年度までの5年間）における5つの「基本的施策」ごとの実施状況は、次のとおりです。

1 相談・情報提供機能や広報啓発の充実強化

ひとり親家庭等の相談に応じ、自立に必要な指導等を行うため、県内に14人の母子・父子自立支援員が配置されています。相談内容は、就労や資格取得に関する相談、医療や健康などに関する相談、子どもの教育や養育費に関する相談、各種貸付金や児童扶養手当など経済的支援に関する相談等と多岐にわたっています。

また、これらのひとり親家庭等の各種相談に応じる母子・父子自立支援員の役割は非常に重要であるため、知識や技能向上を図るために研修会の実施や全国研修会等への参加により、母子・父子自立支援員の資質向上に努めました。

（1）母子・父子自立支援員の活動促進

新川、中部厚生センター及び各市に配置されている母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭に対し自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を実施。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子・父子自立支援員による相談件数	4,538件	5,114件	5,619件	4,999件

（2）母子・父子自立支援員等の資質向上

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修会開催回数	2回	1回	3回	3回

（3）県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）の相談体制の充実・強化

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県女性相談支援センターへの相談件数	7,737件	7,419件	6,475件	7,331件

（4）専門的な相談に対応するための相談体制の充実

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活見直推進富山県連絡会との共催による多重債務者無料相談会の相談件数	7件	8件	6件	7件
市町村職員等の多重債務相談能力向上を目的とする研修会の出席者数	20人	21人	19人	21人

(5) 民間団体との連携による相談体制の充実

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
女性のつながりサポート事業「ここでつながる女子サロン」の参加人数	170人	207人	296人
民間団体への相談実績	782件	736件	532件

※(3)～(5)はいずれもひとり親家庭等を含む全体数

2 就業支援の積極的推進

ひとり親家庭等が経済的な自立を図るために、就業機会の確保が極めて重要です。このため、就業相談や求人情報の提供、講習会の開催など、一貫した就業支援サービスを実施してきました。

母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談件数は減少傾向にありますが、就業実績はほぼ横ばいとなっています。

また、就業に向けた能力開発として、ひとり親の資格取得を容易にするための高等職業訓練促進給付金の支給等のほか、母子家庭等就業・自立支援センターや県民共生センター、公共職業能力開発施設等における各種就業支援講習会等を実施してきました。

2-1 就業相談、就職支援

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター等による親及び子どもの就業支援

母子家庭等就業・自立支援センター（富山県総合福祉会館内）において就業相談員及び就労支援員が、求人情報の提供や就労相談を実施。

相談件数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
来所	101件 (267件)	98件 (368件)	48件 (188件)	45件 (102件)
電話	257件 (409件)	234件 (384件)	37件 (400件)	34件 (160件)
メール等	100件 (100件)	79件 (79件)	220件 (220件)	19件 (138件)
計	458件 (776件)	411件 (831件)	306件 (808件)	98件 (400件)

※（ ）は延べ件数

相談内容（複数回答）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規就業	262件	144件	284件	177件
転職	421件	623件	494件	223件
講習会受講	298件	256件	179件	174件
その他	97件	107件	105件	72件
計	1,078件	1,130件	1,062件	646件

就業実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就職支援バンク登録者数（A）	102人	98人	55人	45人
求人情報提供（延べ数）	412人	397人	144人	97人
Aのうち採用決定者	64人	54人	22人	25人
採用決定率	62.7%	55.1%	40.0%	55.5%

(2) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子自立支援プログラム策定件数	30件	30件	10件	11件

(3) 女性のチャレンジ支援事業の実施

就職や起業、NPO設立、キャリアアップなど様々な分野へのチャレンジに関する総合相談窓口を県民共生センター（サンフォルテ）に設置し、チャレンジナビゲーターが助言、情報提供や相談に対応。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
チャレンジ支援相談件数	588件	465件	529件	577件

(4) 女性就業支援センターによる支援

女性の就業に関する相談をワンストップで受け付け、企業や未就業者に対して、雇用につながる業務の切り出し、新規就業の促進等を実施。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規就業者数	269人	366人	423人	386人

2-2 就業に向けた能力開発支援

(1) 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等による資格取得の積極的支援

ア 母子家庭・父子家庭自立支援給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業へ向けた能力の開発や雇用機会創出等を支援するため、給付金を支給（町村在住者は県で、市在住者は各市で対応）。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高等職業訓練促進給付金	52件	68件	59件	55件
自立支援教育訓練給付金	20件	11件	15件	15件

イ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付

ひとり親の資格取得の更なる促進を図るため、高等職業訓練促進給付金の支給に加え、高等職業訓練促進資金の貸付を実施（平成28年度～）。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸付件数	24件	28件	27件	22件

ウ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援

ひとり親家庭の親子の学び直しによる資格取得、安定した就業支援を支援するため給付金を支給。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付件数	0件	2件	2件	0件

エ 職業訓練手当

公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設などの公共職業訓練を受講する場合、訓練期間中の経済的負担軽減のための職業訓練手当を支給。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給人数	3人	0人	0人	1人
支給額	967,963円	0円	0円	517,863円

オ 母子父子寡婦福祉資金（技能習得資金、生活資金）の貸付け

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
技能習得資金	0件	3件 (2件)	5件 (1件)	7件 (2件)
技能習得期間の生活資金	1件 (1件)	1件 (0件)	2件 (0件)	3件 (1件)

※（ ）は内数で富山市の件数

（2）就業支援講習会等の実施

ア 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、母子家庭の母等の円滑な就業準備や転職を支援するため、就業に結びつく可能性が高い就業支援講習会や就職セミナーを実施。

	講座名	受講人数
令和2年度	福祉用具専門相談員養成講座	11人
	パソコン基礎講座	11人
	CAD2級資格取得講座	13人
	簿記3級取得講座	3人
	パソコン3級取得講座（Word、Excel）	16人
令和3年度	介護職員初任者研修講座	19人
	パソコン基礎講座	9人
	CAD2級資格取得講座	7人
	パソコン3級取得講座（Word、Excel）	15人
令和4年度	介護職員初任者研修講座	17人
	パソコン基礎講座	8人
	パソコン3級取得講座（Word、Excel）	14人
	ファイナンシャルプランナー3級講座	18人
令和5年度	介護職員初任者研修講座	11人
	パソコン基礎講座	7人
	パソコン3級取得講座（Word、Excel）	18人
	ファイナンシャルプランナー3級講座	19人

イ 県民共生センターにおいて、再就職を目指す女性を対象に、自分にあった仕事を考え、就職活動に向けての心構えを身につける講座や就業支援技術講習を開催。

	講座名	受講人数
令和2年度	女性のキャリアデザイン応援事業 就業支援技術講習	75人 55人
令和3年度	女性のキャリアデザイン応援事業 就業支援技術講習	154人 93人
令和4年度	女性のキャリアデザイン応援事業 就業支援技術講習	148人 104人
令和5年度	女性のキャリアデザイン応援事業 就業支援技術講習	218人 110人

(3) 職業訓練を受けやすい環境の整備等

就業経験に乏しく長期間就労していない母子家庭の母等の自立を促すため、民間教育訓練機関等に委託して、就職に必要な技能・知識を習得させるための職業訓練を実施。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民間委託職業訓練における託児サービス利用者数	3人	3人	4人	3人

(4) 「ものづくり女性」育成訓練事業の実施

技術専門学院において、雇用のミスマッチ解消と女性の就職先の職域拡大のため、託児サービスの導入やものづくり分野での離職者向け訓練コースを実施し、ものづくり分野への女性のチャレンジを支援。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設内訓練における託児サービス付き職業訓練の実施状況	2人	1人	2人	1人

2-3 就業機会創出のための支援

(1) ひとり親等の雇用に関する事業主への働きかけ

ア 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が、従業員の仕事と子育ての両立を図るために雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものであり、富山県では「とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例」において、従業員51人以上の企業に「一般事業主行動計画」の策定を義務付け。(平成29年4月から従業員30人以上の企業への義務付けの範囲を拡大)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般事業主行動 計画策定届出企 業の割合	51～100人	89.6%	84.6%	86.8%	86.7%
	30～50人	82.1%	82.2%	76.2%	77.4%

イ 事業所内保育施設の設置

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県内事業所内保育施設設置数	58箇所	60箇所	61箇所	60箇所

(2) ひとり親等の起業に対する支援

起業支援や技能習得期間中の生活安定のための福祉資金を貸付け。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業開始資金	0件	0件	0件	0件
事業継続資金	0件	0件	0件	0件

(3) ハローワーク等と連携した就業支援

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)	151件	172件	147件	133件
トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース)	2件	3件	2件	1件
キャリアアップ助成金 (正社員化コース)	5件	7件	10件	3件

2-4 生活困窮者の自立に向けた支援

(1) 生活困窮者の自立支援事業の実施

生活困窮者の自立に向けて、自立相談支援事業や就労準備支援事業、住居確保給付金の支給等を実施。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	1,371件	1,009件	1,025件	1,134件
支援プラン作成件数	236件	164件	164件	245件

※2-1 (3)、(4)、2-2 (2) イ、(3)、(4)、
2-4 (1) はいずれもひとり親家庭等を含む全体数

3 子育て・生活支援策の充実強化

子育てと仕事等との両立を図り、健康で安定した生活を支援するため、保育所への優先入所や保育サービスの充実、放課後児童クラブの整備、地域での子どもの居場所づくり等に積極的に取り組んできました。また、学習機会を確保し、学習や進学の意欲を維持できるよう、ひとり親家庭等生活向上事業等を実施してきました。

このほか、居住の安定確保を図り、生活面での支援体制を整備するため、公営住宅への入居者の選考に際しては、一般の入居希望者より有利に取り扱う等の優先的入居の取扱いを行うことができることとなっています。県営住宅では、ひとり親世帯等が優先的に入居することができる入居枠を設けています。

3-1 こどもを安心して育てられ、こどもが心身ともに健やかに成長できる環境づくりの推進

(1) 切れ目のない子育て支援の充実（多様な保育の充実等）

仕事と子育ての両立支援を進めるため、保育所における延長保育など、地域の実情に応じた多様な保育サービスを充実。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育	236 箇所	243 箇所	246 箇所	235 箇所
一時預かり	150 箇所	155 箇所	158 箇所	156 箇所
病児・病後児保育	163 箇所	174 箇所	178 箇所	186 箇所
地域子育て支援センター	84 箇所	84 箇所	86 箇所	88 箇所

(2) 放課後児童健全育成事業等の拡充

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後児童クラブ数	286 箇所	293 箇所	299 箇所	305 箇所
障害児わくわく子育て支援事業	1 箇所	1 箇所	—	—

※障害児わくわく子育て支援事業は令和3年度で廃止

(3) 地域の力を生かした多様な子育て支援の促進

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
とやまっ子さんさん広場事業実施箇所数	29 箇所	29 箇所	29 箇所	31 箇所
ファミリー・サポート・センター設置市町村	13 市町	13 市町	13 市町	13 市町
富山型デイサービス施設整備等助成対象箇所数	3 箇所	5 箇所	1 箇所	3 箇所
こども食堂の箇所数	22 箇所	26 箇所	38 箇所	67 箇所

(4) ひとり親家庭等子育てサポート事業の実施

放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの利用料の一部を助成。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象児童数	128人	142人	147人	162人

(5) ひとり親家庭等生活向上（子どもの生活・学習支援）事業によるひとり親家庭の児童への学習支援

学習ボランティア等がひとり親家庭の児童に対し、学習支援を実施。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ひとり親家庭等生活向上（子どもの生活・学習支援）事業実施回数	392回	508回	561回	651回

3－2 生活に関する支援

(1) ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用促進

疾病や技能習得のための修業などの理由により、日常生活を営むのに支障が生じている場合等において、家庭生活支援員を派遣し、家事、介護、保育サービス等を実施。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施市町村数	1市	1市	1市	1市

(2) 公営住宅の優先的入居の推進

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県営住宅のひとり親世帯の新規入居者数	30世帯	20世帯	12世帯	17世帯

(3) 住宅資金や転宅資金の貸付けの実施

ア 母子父子寡婦福祉資金（住宅資金、転宅資金）の貸付け

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅資金	2件（1件）	3件（2件）	1件（1件）	2件（0件）
転宅資金	4件（2件）	3件（3件）	2件（2件）	7件（6件）

※（ ）は内数で富山市の件数

イ ひとり親家庭住宅支援資金の貸付け

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立を目指すひとり親への住居の家賃（実費相当）を貸付け（令和3年度開始）。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸付件数	11件	20件	13件

(4) 母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子生活支援施設の入居数	8世帯	12世帯	12世帯	13世帯

3－3 身近な地域での支援の促進、地域活動への参加促進

(1) 民生委員・児童委員等による支援の促進

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生委員・児童委員研修参加者数	1,678人	1,301人	2,132人	2,165人
地区民生委員児童委員協議会数	118	118	118	118

4 養育費確保及び親子交流の推進

ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉を増進するため、養育費の取り決めなど生活に密着したさまざまな法律・経済的問題等について、弁護士による相談を実施してきました。

また、離婚を考えている父母等を対象に養育費や親子交流の取決めの重要性等の講義などをを行う親支援講座を実施しました。

(1) 弁護士等による特別相談の充実

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法律相談	10回 18件	11回 20件	10回 17件	8回 16件

5 経済的支援の推進

ひとり親家庭等の経済的な支援を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや児童扶養手当、児童手当の適切な支給などに努めてきました。

(1) 児童扶養手当の支給

児童扶養手当制度に関する普及啓発と利用者に対する制度の説明を行い、適正な支給事務を実施。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	5,003人	4,800人	4,562人	4,346人
支給額	2,420,979千円	2,344,049千円	2,238,398千円	2,182,800千円

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付け

母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行い、自立のための貸付けを必要とする母子家庭の母等に対し、迅速で適正な貸付事業を実施。償還にあたっては、母子家庭等の個々の事情を勘案し、対応。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸付件数	218件 (100件)	203件 (79件)	206件 (75件)	263件 (123件)
貸付金額	123,228千円 (53,938千円)	126,486千円 (41,744千円)	136,460千円 (44,328千円)	156,689千円 (60,475千円)

※()は内数で富山市の件数・金額

(3) 母子世帯等援護資金の貸付け

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸付件数	3 件	2 件	1 件	2 件
貸付額	130 千円	100 千円	100 千円	165 千円

(4) ひとり親家庭等医療費助成の実施

経済的負担の軽減と健康の保持増進を図るため、ひとり親及びその児童等を対象として、医療費の本人負担分に対する助成を実施。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成対象者数 (親及び児童)	16,208 人	15,278 人	14,762 人	13,863 人
助成延べ件数	150,484 件	169,339 件	162,275 件	171,451 件
給付額 (県補助分)	213,444 千円	228,757 千円	226,124 千円	241,814 千円

(5) 富山県保育所等保育軽減事業やがんばる子育て家庭支援融資の実施

ア 富山県保育所等保育料軽減事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象児童数	3,913 人	3,909 人	3,984 人	3,007 人

イ がんばる子育て家庭支援融資

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
融資承認件数	106 件	122 件	147 件	171 件
金額	273,150 千円	346,080 千円	421,260 千円	555,600 千円

(6) 高等学校等就学支援金等の支給や奨学金制度の実施

すべての高校生等が安心して勉学に打ち込むことができるよう、経済的な理由により修学に困難がある方を対象とした奨学金事業を実施したほか、高等学校等に在籍する一定の収入額未満の生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金、授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金等を支給。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
富山県奨学資金貸与件数	141 件	126 件	110 件	89 件
高等学校等就学支援金の支給人数（県立）	16,771 人	16,388 人	15,736 人	14,772人
公立高等学校奨学のための給付金の給付人数	1,196 人	1,198 人	1,156 人	1,070人
高等学校等就学支援金の支給人数（私立）	4,803 人	4,683 人	4,504 人	4,431人
私立高等学校等奨学給付金の給付人数	597 人	551 人	570 人	555人
県立高等学校授業料の減免件数	15 人	8 人	7 人	13 人
私立高等学校授業料の減免件数	1,836 人	1,690 人	1,659 人	1,793 人
私立高等学校入学料の減免件数	176 人	269 人	336 人	269 人

(7) 非常時における各種支援制度の活用

新型コロナウイルス感染症の流行による影響を踏まえ、国、県、市町村において、ひとり親家庭等への経済的支援を実施。

	給付金・事業名	支援対象	支援内容	実施年度 給付世帯数
国 支 援 制 度	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当受給者(特例給付除く)	対象児童1人あたり1万円を給付	令和2年度 122,031人
	低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金	【基本給付】 児童扶養手当受給者等	5万円/世帯(第2子以降3万円/人加算)(8、12月の2回給付)	令和2年度 8,644世帯
		【追加給付】 収入が減少した児童扶養手当受給者等	5万円/世帯	
	低所得の子育て世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金」(ひとり親世帯)	児童扶養手当受給者等	児童1人あたり5万円	令和3年度 3,264世帯
				令和4年度 2,960世帯
				令和5年度 3,172世帯
県 独 自 支 援 制 度	ひとり親家庭応援事業①	児童扶養手当受給者	おこめ券(8,800円分/世帯)	令和2年度 3,000世帯
	ひとり親家庭支援事業	高校生までの子を養育するひとり親	スーパーで利用可能な商品券(1万円分/世帯)	令和2年度 5,344世帯
	ひとり親世帯への生活支援給付金	「低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金(国制度)」の【基本給付】を受けた方	3万円/世帯	令和2年度 6,018世帯
	ひとり親家庭応援事業②	児童扶養手当受給者等	県産食品や生活必需品などの「応援セット」(1万円相当/世帯)	令和5年度 3,724世帯

※(5)(6)はいずれもひとり親家庭等を含む全体数

富山県ひとり親家庭等自立促進計画（第5次）策定までの経過

年 月	内 容
令和5年 8月	「令和5年度富山県ひとり親家庭等実態調査」の実施
令和6年 11月	「第1回富山県ひとり親家庭等自立促進計画検討委員会」開催 <ul style="list-style-type: none">・ 富山県ひとり親家庭等自立促進計画（第5次）の策定について・ 第4次計画に基づく取組みの実施状況・ ひとり親家庭を取り巻く現状と課題・ 第5次計画の方向性について
令和7年 1月	「第2回富山県ひとり親家庭等自立促進計画検討委員会」開催 <ul style="list-style-type: none">・ 富山県ひとり親家庭等自立促進計画（第5次）の素案について
2月	パブリックコメント（意見募集）実施
3月	「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（令和7年内閣府告示第31号）の公布
	「第3回富山県ひとり親家庭等自立促進計画検討委員会」開催 <ul style="list-style-type: none">・ 富山県ひとり親家庭等自立促進計画（案）について

富山県ひとり親家庭等自立促進計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 富山県における母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）の生活の安定と向上を図るため、ひとり親家庭等自立促進計画の検討を目的とする富山県ひとり親家庭等自立促進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) ひとり親家庭等自立促進計画の検討に関すること。
- (2) 施策の取組状況の確認及び点検に関すること。
- (3) 関係機関相互の連絡調整に関すること。

(構成)

第3条 委員は、ひとり親家庭等福祉政策に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、前条に規定する所掌事務が完了していない場合は、任期を延長することができる。
- 3 委員の欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会の座長は、委員の互選により定める。

(委員会)

第4条 委員会は、知事が招集し、座長が議長となる。

- 2 知事は、必要に応じ、構成員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の庶務は、富山県厚生部こども家庭室こども未来課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

富山県ひとり親家庭等自立促進計画検討委員会委員名簿

区分	職名	氏名
座長	富山短期大学副学長	宮田 徹
自立支援 関係機関	富山労働局職業安定部訓練課長	仲田 敦子
	富山県母子・父子自立支援員協議会代表	中田 斎子
弁護士	弁護士（富山県母子家庭等就業・自立支援センター特別相談事業相談員）	渡辺 伸子
民間 団体等	富山経済同友会幹事（教育問題委員会委員長） <日本海ガス（株）取締役社長>	土屋 誠
	(福) 富山県社会福祉協議会専務理事	高畠 淳一
	(公財) 富山県母子寡婦福祉連合会副会長	四十万 朱実
	(特非) えがおプロジェクト代表	出分 玲子
	(公財) 富山県女性財団業務執行理事	八島 美智子
市	富山市こども福祉課長	経明 勝子
	高岡市子ども・子育て課長	森川 朋子

主な相談窓口一覧

○母子・父子自立支援員、各市ひとり親家庭等福祉担当課

名称	電話	住所
富山県新川厚生センター福祉課 【所管町村/入善町、朝日町】	0765-52-1233	黒部市堀切新343
富山県中部厚生センター福祉課 【所管町村/舟橋村、上市町、立山町】	076-472-6671	上市町横法音寺40
富山市こども福祉課	076-443-2055	富山市新桜町7-38
高岡市子ども・子育て課	0766-20-1381	高岡市広小路7-50
魚津市こども課	0765-23-1006	魚津市釈迦堂1-10-1
氷見市子育て支援課	0766-74-8117	氷見市鞍川1060
滑川市子育て応援課	076-475-2111(内線324)	滑川市寺家町104
黒部市こども支援課	0765-54-2577	黒部市三日市1301
砺波市こども課	0763-33-1590	砺波市栄町7-3
小矢部市こども家庭課	0766-67-8615	小矢部市本町1-1
南砺市こども課	0763-23-2026	南砺市荒木1550
射水市こども福祉課	0766-51-6671	射水市新開発410-1

○町村福祉担当課

名称	電話	住所
舟橋村生活環境課	076-464-1121(代表)	舟橋村仏生寺55
上市町福祉課	076-473-9108	上市町湯上野1176 上市町保健福祉総合センター2階
立山町健康福祉課	076-462-9955	立山町前沢1169 立山町元気交流ステーション3階
入善町結婚・子育て応援課	0765-72-1857	入善町入膳423
朝日町住民・子ども課	0765-83-1100(代表)	朝日町道下1133

○就業に関する相談窓口

名称	電話	住所
富山県・富山市母子家庭等就業・自立支援センター	076-432-4210	富山市安住町5-21 サンシップとやま3階
ハローワーク(公共職業安定所)		
富山公共職業安定所	076-431-8609	富山市奥田新町45
高岡公共職業安定所	0766-21-1515	高岡市向野町3-43-4
魚津公共職業安定所	0765-24-0365	魚津市新金屋1-12-31 魚津合同庁舎1階
砺波公共職業安定所	0763-32-2914	砺波市太郎丸1-2-5
小矢部出張所	0766-67-0310	小矢部市綾子5185
滑川公共職業安定所	076-475-0324	滑川市辰野11-6
氷見公共職業安定所	0766-74-0445	氷見市朝日丘9-17
ハローワーク富山マザーズコーナー	076-461-8617	富山市湊入船町6-7 サンフォルテ2階
ハローワーク高岡マザーズコーナー	0766-21-1515	高岡市向野町3-43-4(2階)
サンフォルテ相談室 「チャレンジ支援コーナー」	076-432-0234	富山市湊入船町6-7 サンフォルテ1階
女性就業支援センター	076-432-4588	富山市湊入船町6-7 サンフォルテ2階

○その他の相談窓口

名称	電話	住所
富山県女性相談支援センター	076-465-6722	
富山県消費生活センター	076-433-3252	富山市湊入船町6-7 サンフォルテ1階
富山県消費生活センター高岡支所	0766-25-2777	高岡市御旅屋町101 御旅屋セリオ5階
富山県弁護士会	076-421-4811	富山市長柄町3-4-1
日本司法支援センター 法テラス富山	0570-078374	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1階
日本司法支援センター 法テラス魚津	050-3383-0030	魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5階

富山県ひとり親家庭等自立促進計画

令和7年3月

編集・発行 富山県厚生部こども家庭室こども未来課

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

TEL(076)431-4111(代表)